

10月革命におけるソヴェト国家体制創建の問題（決定版）

大藪龍介



第1節 2月革命

第2節 レーニンの革命構想

第3節 全ロシア・ソヴェト中央執行委員会と人民委員会議

—革命政府の創成をめぐって—

第4節 憲法制定会議と「勤労被搾取人民の権利宣言」

—革命国家の編制をめぐって—

第5節 党＝政府による民衆革命の統轄へ

補節 10月革命の歴史的 성격

20世紀末まで、今世紀最大の事件は何かの問いに、1917年のロシア革命を挙げるのは最も有力な見解であった。

ロシア革命は、専横をもって鳴るツァーリ帝政の打倒にとどまらず、近・現代資本主義体制を超える社会主義体制を目指しての世界史上初めての挑戦として世界を震撼させるとともに、資本主義世界体制の下にあって解放を希求して苦闘する各国の民衆、知識人、社会主義政党左派に未来への希望を開くものとして感激をもって受けとめられ期待された。

しかし、ロシア革命後のボリシェヴィキ政権のソヴェト国家体制建設は希望の歴史を切り拓くことができずに破綻し、スターリン時代には全体主義や収容所群島と別称される体制に帰着した。ソ連「社会主義」は、歴史のアイロニーと呼ぶにはあまりにも巨大な悲慘を傷跡として遺して倒壊した。

特にヨーロッパや日本の左翼には、ソヴェト・ロシアの否定的実態に目をつむってきた経緯があ

る。その反省を発条にして、ロシア革命や爾後の「社会主義」建設が投げかけた諸問題について今日的に再考察し、とりわけその過誤を抉出して、今後生きる教訓をひきだし、経済的豊富、政治的自由・民主主義の反面、諸々の抑圧、収奪、差別を構造内化した資本主義体制を超え出る変革と解放の世界をあらためて展望する思索が求められる。

一昔前まで美化され称賛されていたロシア革命の真実相を探索する研究は、新たなステージを迎えている。その歴史を現代的に省みるにあたって、10月革命をどう捉え直すか(1)が根本をなすであろう。

10月革命は、パンと平和と土地を熱望する労働者、兵士、農民の民衆革命と政治権力獲得を追求するボリシェヴィキ革命の複合(2)であった。だが、革命後の新体制建設の至難な諸課題に取り組み始めるや、民衆とボリシェヴィキ政権の亀裂、相克が生じ、ボリシェヴィキ革命による民衆革命の圧伏へと転じていった。

その根拠をソヴェト国家体制創建の面で切開して、第一に革命政府としての人民委員会議の創設自体が変則的な逸脱であり、第二にその政府を国家と自同化する形でソヴェト国家は歪みをもって成り立ったという、これまで不問であった根源的な問題を明らかにすることが、本稿の眼目である(3)。

第1節 2月革命

17年2月23日の国際婦人デーに首都ペトログラードで、婦人労働者がパンよこせのデモをおこない、翌日には全市域の労働者の大規模なスト、デモに発展した。27日、ペトログラード守備隊の兵士は、抗命して労働者への発砲を拒否し、蜂起に合流した。

蜂起した労働者、兵士は、05年の革命において自然発生し短いが輝かしい役割を演じたソヴェトを再組織した。執行委員会に選出され指導部の多数派を占めたのはメンシェヴィキであった。

ソヴェト執行委員会と反乱を起こした兵士代表は協議して、兵士委員会の形成、兵士部隊はソヴェトの命令に従う、兵士の市民的権利の享受など、軍隊を民主主義的に改造する画期的意味を有する「命令第1号」を定めた。ソヴェトは本格的な武力を備えることとなった。

一方、国会下院のドゥーマー1905年革命により新設された一は休会となったが、27日に事態を收拾すべく選ばれた臨時委員会が全権力の掌握を表明した。

3月2日、臨時政府が成立した。首相リヴォフ公でカデット(立憲民主党)中心の、法相ケレンスキーを除けば全員自由主義者のブルジョア政権であった。

だが、ドゥーマ臨時委員会はソヴェト執行委員会との折衝のなかで「命令第1号」も容認していた。そのことが示すように、民衆を代表するソヴェトは条件付きで臨時政府支持の立場をとり、臨時政府はソヴェトの閣外協力を受けるとともにその統制を受けた。臨時政府とソヴェトの二重権力と言えた。

3月3日、臨時政府は、政治犯の恩赦、言論・結社・集会およびストライキの自由、一切の身分的・宗教的・民族的制約限の撤廃、普通・直接・秘密・直接選挙による憲法制定会議の招集、同じ原則による地方自治機関の選挙などの8項目を政策要綱として宣言し公約した。死刑廃止(4)も決定した。

臨時政府が公約した政策の1項目、警察の民警への置き換えについては、帝政の崩壊とともに

警察機構も瓦解し、秩序回復を任務として新たに民警が発足した。その民警も、政府の下の民警および市ドゥーマの民警とソヴェトに属する労働者民警との二重構造であった。労働者民警はやがて赤衛隊に改組された。

3月4日、皇帝ニコライ2世は退位した。のみならず、譲位に対しても共和国を叫ぶ大衆の激しい抗議が起きたので、後継者を立てることもできず、帝政は終焉するにいたった。

ロシアは近代化に立ち遅れ、ツァーリズム絶対主義は1905年の革命によってやっと君主主義的立憲制に転じた。上からの工業化やストルイピンの農業改革が進行したが、帝政は自由主義的反対勢力を封殺し頑迷に伝統的な圧政を続けた。

14年6月セルビア人テロリストによるオーストリア皇太子夫妻殺害事件が発端となって、セルビアを庇護するロシアは、ドイツからの宣戦布告に応じ第一次世界大戦に突入した。

第一次世界大戦は、国民的な諸力の総結集を不可欠とする国家総力戦として戦われた。ところが、ロシア帝国の総人口は1億6千万人であったが、端的な事例として人民大衆の大部分が文盲のままであった。レーニンによると、文盲率77.7%あった(5)。つまり、近代的な国民としての統合は達成されていなかった。ツァーリ帝政は国民国家としては空洞状態であり、国家総力戦争の勝利のために全国民を総動員する体制は甚だしく弱体であった。

ロシア軍はドイツ軍、オーストリア軍に戦敗を重ねた。ロシア経済の脆弱性はあらわになり、軍事物資は不足しや鉄道網は崩壊し、民衆は深刻なインフレと物不足に襲われ生計をひどく圧迫された。

新規の国家総力戦争の重圧に、旧態依然の帝政は耐えることができなかった。帝政はとみに衰弱し、ラスプーチン・スキャンダルも加わって、基盤を失い孤立して崩れ落ちた。300年以上続いたロマノフ朝はここに消滅した。

ロシア社会は身分的貴賤、経済的貧富、政治的強弱など全面にわたる巨大な格差によって分断されていた。近代化し外国資本が流入し資本主義が高度に発達した都市と封建制の伝統を引き摺りいまだ地方的に孤立し共同体的社会構造に閉じこもった農村は、深く断裂していた。ツァーリズムの強固な専制的な支配のうちに編みこまれて、貴族やギルド、農村共同体などの自治が点在していた。

そのなかで、首都ペトログラードは最大都市であった。総人口は17年に242万で、そのうち工場労働者数38万人、兵士数約27万人(6)だった。なお、本稿では、17年の革命に決定的位置を占めたペトログラードでの革命に限ってその軌跡を追い、その他の地方での革命に関しては扱わない。

2月革命は、民主主義革命として、ブルジョア、労働者、兵士、農民、民族のそれぞれが自主的に固有の課題解決に立ち上がり画期的な成果を収めた。解放的で民主的な風潮が現出し、史上初めて、民衆は政治的自由を手に入れ、すべての社会主義政党が合法化された。

ツァーリズムの圧政下で久しく呻吟してきた労働者、兵士、農民の大衆は、自らの切実な経済的、政治的要求を掲げ闘争を推し進めた。

労働者は8時間労働日を求めそれを勝ち取った。労使対立は激化し、資本家はロックアウト、工場閉鎖をおこなったが、それに対抗して労働者は生産の労働者管理へと要求を高めた。大きな工場の労働者は、工場委員会を設立し武装組織赤衛隊を組織した。

3年間総力戦に動員されて前線に赴かされ、ドイツ軍やオーストラリア軍との戦闘で敗北し死に遭遇する辛酸を舐めさせられてきた兵士は、何よりも平和を待ち望んでいた。厭戦気分は広がり、軍から脱走する兵士が大量に続出した。

農民も3月になると郷や村で地主所領の奪取へ騒擾を起こした。4月には中央・県・郡・郷のそれぞれで土地委員会設置へと動きだし、5月に第1回全ロシア農民代表者会議が開かれて、全ロシア農民ソヴェト執行委員会を選出し、「土地の社会化」を決議した。

ロシア全土でパンと平和と土地を求める巨万の民衆の運動が、社会の底辺から沸き上がり、うねりとなって社会と国家を動かした。寄合い世帯の臨時政府が土地問題、民族問題で内部に軋轢を抱えている一方、民衆の重みは増すばかりであった。双方の間は、臨時政府を支持する穏健な社会主義派と彼らが指導部を占める労働者・兵士ソヴェトによって架橋されていたものの、臨時政府と民衆の間には深淵が横たわっていた。

食糧難が進行し、3月末からパンの配給制になり、配給されるパンは次第に縮減されていった。臨時政府は食糧危機の解決に有効な手立てを打てなかった。食糧事情の逼迫とともに、犯罪率は上昇し、盗みも急増した。リンチも横行した。民警は無力化し、無政府的な様相が出現した。住民にとって最も切実な問題は犯罪の防止と食糧の確保となった(7)。

3年前からロシアを苦しめ続けている戦争の問題でも、亀裂が明らかになった。

臨時政府は、カデット党首で外相に就いたミリューコフの主導で、フランスやイギリスの連合国との領土拡張目的の秘密協定を守り勝利するまで戦争を遂行する立場をとっていた。エスエルに属し臨時政府に個人の資格で入閣したケレンスキー、ソヴェト執行委員会議長のチヘイゼなども、祖国ロシアの防衛戦争と位置づけて戦争に賛成であった。

3月14日、ペトログラード・ソヴェトは、戦争と平和の問題に関する決定を国民自身の手でおこなうアピール「全世界の諸国民へ」を総会で採択し、「無併合、無賠償、民族自決」の国際連帯を呼びかけた。ただ、そこには勝利的決末までの戦争遂行の方針も含まれていた。「自由万歳！国際プロレタリアの連帯万歳！最終的勝利のための戦争万歳！」(8)。

臨時政府はソヴェトの圧力に押されて「無賠償、無併合、民族自決」の方針を受け入れた。ところが、4月に外相ミリューコフは連合国に宛てた外交通牒で最後の勝利まで戦争を続行することあらためて声明した。それに対して憤激し抗議する兵士、労働者の大規模なデモが湧き起こった。ミリューコフは辞任に追い込まれ、臨時政府は危機に陥った(4月危機)。

5月5日、第二次臨時政府が、5人の指導的な社会主義者の新たな入閣により、自由主義者と社会主義者の(第一次)連立政府として成立した。社会主義者6人とも、ペトログラード・ソヴェトの代表という資格であった。首相は同じリヴォフ公で、ケレンスキーは陸海相に転じた。

5月4-28日の農民代表第1回全ロシア大会は、エスエルが大多数を占め、臨時政府の政策と社会主義者の入閣を是認した。

この間、亡命していた社会主義諸政党の指導者たちが次々に帰国した。レーニン、メンシェヴィキのマルトフはスイスから、エスエルのチェルノフはパリから、国際主義者トロツキーはニューヨークから。シベリアの流刑地かも、各党の指導的活動家たちが帰還した。

社会主義政党のなかでメンシェヴィキとエスエルは、ロシアは社会主義にいたるほど発達していない、2月以来当面しているのはブルジョア民主主義革命であり社会主義革命、社会革命には時期

尚早、ブルジョア諸政党がこの革命の主要な任務を遂行すべきだとの判断を下し、自らが政府権力を掌握するのを回避していた。両党は、ソヴェトで多数派を占め指導部を構成していたが、カデットを主力にした臨時政府の協調主義をとっていた。対するに、ポリシェヴィキは、社会主義革命の時機が到来しているを見做し、政府権力を握るのも辞さない姿勢を示し、臨時政府を支持せず、「すべての権力をソヴェトへ」をスローガンとして掲げた。

6月3-24日に第1回全ロシア労・兵ソヴェト大会(労働者ソヴェトには広く勤労者全体が加わっている)が開催された。1090人の代議員の主な党派別内訳は、エスエル285名、メンシェヴィキ248名、ポリシェヴィキ105名であった。全ロシア労・兵ソヴェト中央執行委員会が選出され、議長はチヘイゼであった。

6月に臨時政府はドイツ軍に対する夏季攻勢をかけた。しかし、臨時政府が前線に送ることを決めた部隊、特に労働者街のヴィボルグ地区に駐屯しポリシェヴィキの軍事的な拠点となっている連隊は前線に行くのを拒否した。

臨時政府はまた、アナキストに占拠する建物からの退去を命じ、それに対して労働者、兵士が反対行動に出た。この機に、ポリシェヴィキは6月10日に独自のデモを予定したが、臨時政府はその中止を求め、ソヴェト指導部もそれに同調したので、デモを中止した。ソヴェト指導部があらためて18日にデモを挙行すると、ポリシェヴィキのスローガンが優勢を示した。

パンの問題、戦争と平和の問題、土地問題など、ロシアを悩ませ引き裂いている切実な現実問題は一つ解決されず、社会の緊張は益々激化していた。その状況にあつて、ポリシェヴィキは労・兵ソヴェトにおいて少数派とはいえ、大衆の組織化と党の拡大強化に傾注しソヴェトのポリシェヴィキ化に注力するとともに、臨時政府と真っ向から対決する力量を強めていた。民衆は、4月事件や6月デモの経験を通してポリシェヴィキの呼びかけに共感をよせるようになり、「すべての権力をソヴェトへ」という指針が事態を変化させてくれるのではないかとの期待を次第に高めていた。

7月3-4日、兵士、労働者、それにクロンシュタットの水兵も加わって、数十万人が「無併合、無賠償、民族自決の全面講和」「憲法制定議会の招集」の他に、「すべての権力をソヴェトへ」「臨時政府打倒」のポリシェヴィキが訴えてきたスローガンで武装デモを挙行した。民衆の不満と激昂が街頭に溢れ出た。デモに反対する勢力との武力衝突も発生した。臨時政府は、武装デモに加わった部隊、労働者民警、赤衛隊を押さえこむとともに、ポリシェヴィキの弾圧に乗り出し、『プラウダ』を発禁に処し、カーメネフ、トロツキーなどを逮捕した。レーニンも地下に潜伏した。

この7月事件は、革命の大きな転換点であった。

リヴォフ首相は辞任し、7月24日、第3次臨時政府がケレンスキー首相(陸海相兼任)のもとに社会主義者8人、自由主義者7人の第2次連立政府として発足した。

7月になってドイツ軍は進撃してリガを占領し、ロシア軍は総崩れの危機的状態となった。そうしたなかにあつて、軍紀の回復によって戦功を収めてきたコルニーロフ将軍は、厳格な規律に基づく軍の立て直しを図った。ケレンスキーはコルニーロフを最高司令官に任命した。コルニーロフの司令で兵士の反逆行為は無論、脱走や戦闘拒否も対象として前線での銃殺による死刑が復活した。

それに抗議し、8月、ペトログラード・ソヴェトは死刑廃止を決議した。

コルニーロフ将軍は、資本家、地主、軍司令部などの保守派諸集団の支持を集め、カデットも支援にまわり、革命への対抗勢力を代表する存在となった。臨時政府ケレンスキー首相とコルニーロ

フ総司令官の権力争いとなり、コルニーロフの部隊は反乱を起こしペトログラードに向けて進撃した。

全ロシア労・兵ソヴェト中央執行委員会、ペトログラード・ソヴェトが首都防衛の主力となり、エスエル、メンシェヴィキ、それにポリシェヴィキも加わり、総力を結集し鉄道の切断、オルグ活動などの手を尽くしてコルニーロフ軍に反撃した。そして、一度も交戦することなく反乱を打ち破った。

コルニーロフ反乱とそれとの闘争をつうじて、カデット、ケレンスキー首相に対する責任追及が高まり、ブルジョア勢力と決裂し協調主義の臨時政府に代わる革命政権を求める流れが強力になった。

8月31日、ペトログラード・ソヴェトは、ポリシェヴィキ提案の「労働者・農民政府樹立」の決議を採択した。モスクワやそのほかの都市のソヴェトも、後に続いた。

9月にはペトログラードをはじめとして数多くの都市のソヴェトでポリシェヴィキが多数派になった。ペトログラード・ソヴェト執行委員会議長に、ポリシェヴィキに入党していたトロツキーが選出された。

ポリシェヴィキには蜂起による権力奪取の動きが台頭してきた。ポリシェヴィキの権力構想に対抗して、エスエルとメンシェヴィキは「民主主義会議」を開き政権構想について議論したが、まとまらず、有効な指針を打ちだせなかった。

ケレンスキーはカデットと社会主義者の連立にこだわり、9月25日にケレンスキー首相率いる第三次連立政府成立となった。

ロシア全土に農民の蜂起が広がり、ケレンスキー政府はその鎮圧に努めた。軍隊内では政府に対する不満が強まり、前線の兵士のなかからはもうこれ以上戦わないとの声も挙がった。

10月7日、ケレンスキー政権は予備議会を開催し、ドゥーマは解散となった。ポリシェヴィキは予備議会をボイコットした。

10月10日、ポリシェヴィキ党中央委員会は、レーニンの提起に従い、機は熟していると判断し武装蜂起を決定した。但し、カーメネフとジノヴィエフは反対し、憲法制定会議の選挙を俟ち、ポリシェヴィキも加わった社会主義政党的連立政権の樹立を唱えた。

同月12日、蜂起を首尾よく決行するべく、ペトログラード・ソヴェトは戦闘司令部として軍事革命委員会を創設した。

対抗して臨時政府は、権力奪取の武装蜂起を阻止する措置をこらした。

10月24日早朝に臨時政府はポリシェヴィキ機関紙印刷所を閉鎖し、それへの反撃を機に軍事革命委員会は権力奪取に蜂起した。臨時政府の指揮下にあった守備隊のほとんどは、臨時政府支持を拒否して中立に終始し、軍事革命委員会は26日にかけて次々に権力中枢拠点を占拠し最後に臨時政府が所在する冬宮をも制圧した。激しい戦闘は起きなかった。ケレンスキー首相は援軍を求めてペトログラードから逃亡した。

蜂起はほぼ平穏に進行した。大衆の決起行動は見られず、人々の生活は取り立てて変わることなくいつものとおりであった。

2月革命を機に社会の底辺から解放のエネルギーを噴出させ、生産の労働者統制、戦争の停止、地主所有地の奪取を求めての闘争の只中にある労働者、兵士、農民など民衆の社会革命と、ソヴェトのポリシェヴィキ化を踏まえて国家権力奪取に蜂起したポリシェヴィキの政治革命が、10月革命として重なりあった。

第2節 レーニンの革命構想

10月革命とソヴェト国家建設においてポリシェヴィキ党を率い指導的役割を担ったのは、レーニンであった。帝国主義、植民地支配への批判、戦争反対の論で第2インターナショナル左派として国際的にも注目されていたレーニンは、2月革命の激動が到来すると、強烈な使命感に駆られて、10月革命への進行のプラン・メーカー、オルガナイザーとして抜群の才能手腕を発揮した。刻下の流動する情勢をめぐって発表した数々の時局論文や『国家と革命』の著論は、ロシア革命の行方とソヴェト国家の建設に多大なる影響を及ぼした。

レーニンは、4月3日に亡命先のスイスから帰国するや、2月以降勝利的に進行中の情勢の分析に基づき、ポリシェヴィキの政綱として「4月テーゼ」（「現在の革命におけるプロレタリアートの任務について」）を発表した。

臨時政府による祖国防衛主義戦争反対。臨時政府をいっさい支持せず。議会制共和国ではなくて全国にわたる、上から下までの労働者・雇農・農民代議員ソヴェトの共和国を目指す。ソヴェトはただ一つ可能な革命政府の形態である。ポリシェヴィキ党はソヴェト内で僅かな少数派である現実を踏まえて、すべての権力をソヴェトへ移すことを忍耐強く大衆へ訴える。上記ソヴェト共和国に関して、「パリ・コミューンを原型とする国家」「コミューン国家」(9)に倣って、警察、軍隊、官僚を廃止し、全人民を武装させる、官僚はすべて選挙され、いつでもかえることのできるものにし、その俸給は熟練労働者の平均賃金をこえないようにする。すべての地主所有地を没収、土地を国家所有化し土地の処理を雇農ソヴェトにゆだねる。これらが主要な項目であった。

2月革命を機に、レーニンは労農民主独裁のブルジョア民主主義革命論から(貧農に支持された)プロレタリアート独裁の社会主義革命論へと転じたのであった。その転換の根拠を、続く論文において、革命の根本問題は国家権力の問題であるという見地から明らかにした。2月革命によって国家権力はブルジョアジーの手に移った。ロシアのブルジョア民主主義革命は、その限りで終了した。今では、ブルジョアジーの臨時政府と並んで、未だ弱く萌芽的だが成長し続けている、もう一つの政府、労働者・兵士代議員ソヴェトが実在する。この権力は、1871年のパリ・コミューンと同じ型の権力であり、ただ一つ可能な革命政府である。現在の時機の課題は、労・兵ソヴェトが全権力を握ってブルジョア民主主義革命を社会主義革命へ転化させることにほかならない。

およそこのように、レーニンは従前の革命論は2月革命の事実によって既に乗り越えられたとし、「理論は灰色で、緑なのは黄金なす生命の樹」というゲーテの有名な言葉を引いて、メンシェヴィキやエスエルと同様の立場をとり臨時政府に協調的であった「古参ポリシェヴィキ」を説き伏せた。

ポリシェヴィキは、4月末に党第7回全国協議会を開催し、「4月テーゼ」に従って理論的再武装をなしとげた。

レーニンの率いるポリシェヴィキ党は、臨時政府と協調するメンシェヴィキ、エスエルのソヴェト指導部の政策の誤りを批判し、ソヴェトが全権力を自らの手に握り、常備軍の無い、警察の無い、特権的官僚の無い、新たなコミューン型の国家へ移る革命のイメージで、内部結束するとともに、広く大衆にむかって説明、宣伝し支持を組織化する活動を精力的に繰り広げていった。その革命運動の特色は、民衆が熱望するパン、平和、土地などの諸問題のどれ一つとっても、その解決への活路は、ただ一つ、全ロシアにわたって上から下まで全国家権力をソヴェトの手に移すことにあるとの明快で鮮烈なアピール、そして、一にも二にも三にも組織が必要であるとする各地区、各街区、各工

場、各連隊、各中隊での旺盛な組織づくりに求められよう。

5月にかけてレーニンは、「党綱領改正草案」を作成した。肝要な論点を一つだけ取り出す。資本主義の世界史的現段階について、世界資本主義の独占資本主義への移行、銀行ならびに資本家団体による物資の生産と分配に対する規制の機構的準備、帝国主義戦争の生み出した惨禍・災厄・野蛮化などからして、プロレタリア社会主義革命の時代が到来したという現状を再確認した。

7月事件による革命情勢の急激な変化とともに、レーニンの革命の展望、運動の指針は大きく転回した。

地下に潜ったレーニンは「すべての権力をソヴェトへ」のスローガンを取り下げ、武装蜂起の組織化を提議した。「すべての権力をソヴェトに移せというスローガンは、革命を平和的に発展させるためのスローガンであって、この平和的発展は…7月5-9日まで、つまり実際の権力が軍事的独裁の手に移るまでは可能であった」が、「ロシア革命は平和的に発展するだろうというすべての希望は、すっかり消えてしまった」。「軍事的独裁が徹底的に勝利するか、それとも労働者の武装蜂起が勝利するか—これが客観的情勢である」。「本当に大衆的・全人民的な規模でおこないうる時に備えて、武装蜂起準備をしっかりとっておかねばならない」(10)。

7月26日-8月3日に非合法で開かれたボリシェヴィキ党第6回大会は、レーニンは出席しなかったが、武装蜂起準備、社会主義革命のための闘争の方向をとった。

8月、軍最高司令官コルニーロフ将軍は革命へ対抗・反対諸勢力に支援されて反乱を起こしたが、社会主義諸政党が揃って結集したソヴェトは反乱を鎮定し、その権力の強さをまざまざと示した。ソヴェトの内部でのボリシェヴィキの勢力拡大も進行していた。

革命情勢が新たに変動するなか、9月初めのレーニンは、「7月以前の要求、『すべての権力をソヴェトへ』、ソヴェトに対して責任を負うエスエルとメンシェヴィキの政府という要求」へ立ち返り、「革命の平和的前進とソヴェト内部での党派闘争の平和的克服とが自ら保障される」ソヴェト内の諸政党間での政権移行について展望した(11)。別の機会には、「もしソヴェトが全権力を握るなら…革命の平和的発展を保障することができるであろう。すなわち、自分の代表を平和的に選挙し、ソヴェトの内部で諸党が平和的にたたかい、様々な党の綱領を実地にためし、一つの党から他の党の手へ平和的に権力を移すことを、保証できるであろう」(12)。

コルニーロフ軍の反革命的内乱の危機を撃退したことから、ソヴェト権力として社会主義諸政党が提携し力を合わせればブルジョア反革命の内乱に勝算はないとの教訓も導き出した。「もし絶対に争う余地のない、事実によって証明された革命の教訓があるとするれば、それは、ボリシェヴィキとエスエルおよびメンシェヴィキとの同盟だけが、内戦を不可能にするということにほかならない」(13)。

同時にレーニンは、武装蜂起と権力奪取を日程にのぼせる手紙「マルクス主義と蜂起」をボリシェヴィキ党中央委員会に送り、蜂起の成功のための条件、技術について要説した。

レーニンはボリシェヴィキの政権掌握について、社会主義諸政党間の平和的な権力移行と武装蜂起との二つの路線を想定しており、状況の推移に応じて臨機応変に最終決定する目算であったと言えよう(14)。

経済政策については、のっぴきならない大々的な経済的破局がさしせまる、にもかかわらず臨時政府はまったく無為である現状を踏まえ、それを阻止し克服する基本的方策として、銀行の国家所

有化、シンジケート(資本家の巨大独占団体)の国家所有化、営業の秘密の廃止、経営者の強制的な団体への統合、消費の規制などを示した。

国際関係面では、一国では、就中ロシアのような後進国では、自力での社会主義革命の勝利を達成できないことをわきまえ、ロシア革命が起爆剤となって先進ヨーロッパの社会主義革命に飛火し、それがまた跳ね返って革命ロシアの社会主義化を可能にするだろうと観望していた。

さて、潜伏中のレーニンは8月から9月にかけて『国家と革命』を執筆した。ロシア革命を突破口とする世界革命が迫っていると認識して、国家とは何か、社会主義革命とは何か、革命後に建設すべき国家はどういうものかについて、更に国家の消滅する社会主義・共産主義社会について論考し、中・長期的なスパンで展望した。ロシア革命の成り行きのみならず、ソヴェト「社会主義」やコミンテルン運動を通じて20世紀世界に巨大な影響をも及ぼすことになる一書である。

本書の「第1章 階級社会と国家」「第2章 国家と革命。1848-1851年の経験」については、既に別著で論評している(15)ので、ここでは「第3章 国家と革命。1871年のパリ・コミューンの経験。マルクスの分析」における革命によって樹立される社会主義への過渡期の国家、「コミューン国家」の論示について討究する。(16)

レーニンは、パリ・コミューンの経験のマルクスによる分析の根本的な教訓として、「労働者階級は、できあいの国家機構をわが手に握って、自分自身の目的のために使うことはできない」を取りだし、『できあいの国家機構』を粉碎し、打ち砕くべき(17)ことを再三再四強調する。

それでは、「粉碎された国家機構をなに代えるのか?」。「できあいの国家機構」の革命的改造として、マルクスのいわゆるコミューン型国家の諸原則、「常備軍を廃止し、それを武装した人民ととりかえる」「すべての公務員の完全な選挙制と解任制を採用」「すべての公務員の俸給の『労働者なみの賃金』水準への引き下げ」を明示する(18)。この論点は、『国家と革命』の白眉と言えよう。

しかしながら、全体的に、コミューン型国家についての重大な曲解が所在する。

一つには、国家権力中枢の機構的編制について、レーニンは「議会制度の廃棄」による「『議会ふうの団体ではなくて、同時に執行府でも立法府でもある行動的団体』」(19)への置き換え、立法権力と執行権力を統合・集中した集権的機関の樹立を説く。別表現では、「議会制度(立法活動と執行活動の分離としての)廃棄。立法的国家活動と執行的国家活動との結合。行政と立法の融合」(20)である。

コミューンをめぐって、マルクスが「同時に執行し立法する行動的機関」と言及したのは確かであった。ところが、それは首都、地域自治体パリのコミューンに関してであって、フランスのコミューン国家についてではなかった。「全国的組織の大まかな見取り図」としては、各地方のコミューンが「パリの全国派遣会議 the National Delegation に委員 delegate を送り、「全国派遣会議」の下に「中央政府」が存立する。「中央政府」は地方政府としての各地コミューンが担当しえない「少数の、だが重要な機能」、すなわち国防、外交、大規模公共事業などを専権的にではなく指導的に任務として遂行する(21)。つまり、国家としては「全国派遣委員会議」と「中央政府」が機構としても機能としても権力分立する。マルクスが描いたのは、そういう構図であった。

また一つには、レーニンは「国民の統一を組織する」ための「最も徹底した民主主義的中央集権制」、「民主主義的」とはいえ厳格な中央集権制を説示する(22)。しかも、『国家と革命』では言及しないが、鉄の規律や外部注入、中央集権的指導・非指導関係によって特徴づけられる、職業革命

家率いる前衛党の組織化を暗黙の前提にしており、そうした革命政党に担われる新たな国家体制は強靱な中央集権主義的性格を持するに違いない。

一方、マルクスのコミュン型国家は、「地方自治体の自由」を含んで成る、地域自治体を基体とする分権的な連邦制であり、それによって下から国民的統一を実現するのであった。また、徹底した民衆の革命としてのパリ・コミュンの実態に相応して、政治的党派は存在したけれどもそれが特段の位置を占めることはなんらなかった。

更に、レーニンも、パリ・コミュンについて、その実像とマルクスが「新社会の光栄ある先駆者」として抽象した理念像とを区別せずに二重写しつつ、エンゲルスの俗流的解説に従って把握している。いわゆる「マルクス・エンゲルス問題」を考察外に放逐してマルクス＝エンゲルスと両者を完全に一体視し、「マルクスの真の国家学説を原状に復する」(23)と称してエンゲルス理論に依拠するのは、レーニン理論の全般的な特質である。

レーニンは「コミュンはプロレタリアートの独裁」と明言する(24)。しかるにマルクスはパリ・コミュンをプロレタリアート独裁と性格づけることはまったくなかった。マルクスが追求したのは、イギリスやフランスで体制化に向かっているブルジョア民主主義を凌駕する新たな民主主義制度の構築であった(25)。ところが、晩年のエンゲルスは迂闊にもパリ・コミュンを「プロレタリアートの独裁」と呼んだ(26)。それを継いで、レーニンは国家と革命の機軸とするプロレタリアート独裁論のなかにコミュン型国家を取り込み、独裁の標識とされている特定機関による全権力の掌握をコミュン型国家にも当てはめる。

連関して、マルクスの所見ではパリ・コミュンが勝利することはありえず、「かちえることが可能であったただ一つのもの」は「有利な妥協」にすぎなかった(27)。だが、エンゲルスによれば「もう少し権威と中央集権があったならブルジョアに勝っていた」(28)。エンゲルスを承けてレーニンは、「プロレタリアート独裁の考えを実際に初めて実現したために、歴史上に不滅の名をのこしたけれども、必要な時機に武力を十分に行使しなかったばかりに、パリ・コミュンが没落した」(29)と解し、コミュンの致命的誤りを繰り返さないために、反革命軍に対する攻勢や銀行の接收の断固とした決行を教訓にする。

特に重要な意味をもつのは、公安委員会をめぐる問題である。ティエール政府のヴェルサイユ軍の攻撃が迫りくるなかで、コミュンの評議会においては、ジャコバン派やブランキ派を先頭にした多数派が危機的事態への対処として一切の権力をその手に集中する機関として公安委員会を創設した。国際労働者協会派を主とする少数派は、人民主権の篡奪だしジャコバン独裁への逆戻りだとして、これに反対した。評議会は分裂し、内紛は公安委員会による少数派の新聞の発禁処分、各委員会からの反対派の締め出しにまでいたった。

マルクスがパリ・コミュンについての国際労働者協会の宣言として執筆した『フランスの内乱』は、「過去を繰り返すべきでなく未来を建設すべき」の基本見地に立って新しい世界を予告する発展的傾向の抽出に努めた。そして、コミュン国家論では、公安委員会の再出現については過去回帰的な旧套の動向として批判し、公安委員会をめぐる諸事象についてはこれを論述から捨象した(30)。

ところが、レーニンは公安委員会について肯定的に受けとめた。そのことは、一機関へ権力集中する「同時に執行でも立法府でもある行動的団体」、「(民主主義的)中央集権主義」、「コミュンはプロレタリアートと独裁」などの説論に内意され、「20世紀のジャコバン党」へのポリシェヴィキ党の擬

え(31)にも示されているし、何よりも10月革命による権力奪取と同時の人民委員会議の創設によって証示される。

更に、新社会の経済的構成に転じると、レーニンは、後期エンゲルスの「プロレタリアートは国家権力を掌握し、生産手段をまずはじめには国家所有に転化させる」(32)の論述を引用し、革命後の国家所有、国家計画の国家主導経済建設路線を当然のように継承する。ところが、マルクスが展望したのは、協同組合的生産であり協同組合的所有、経営、計画であった。「もし協同組合的生産が…資本主義制度に取って代わるべきものとすれば、もし協同組合の連合体が一つの計画に基づいて全国の生産を調整し、こうしてそれを自分の統制のもとにおき、資本主義的生産の宿命である普通の無政府状態と周期的痙攣を終わらせるべきものとすれば、—諸君、それこそ『可能な』共産主義でなくて何であろうか！」(33)。これについてレーニンは無視した。

パリ・コミュンにおいては、歴史的な新旧の動向が混在し錯綜した。その諸事相のなかから、マルクスは「社会による国家権力の再吸収」の基本方位でコミュン型国家や協同組合型社会の理念像を抽象した。それと異なり、レーニンはフランス大革命時のジャコバン独裁に淵源する全権力集中の公安委員会型国家を構像し、国家権力による経済統制を描く。国家権力の社会からの独立増強の方位である。

レーニンの言説する「コミュン(型)国家」は、無批判的に受容することなくきちんと精査し検討すれば明らかのように、後進的なロシアの諸状況に合わせて公安委員会型国家に変造されている(34)。

「第5章 国家死滅の経済的基礎」にも重要な諸論点が存在する。しかし、それらに関しては、ポリシェヴィキの政治権力の定着過程を扱う後続の章に回して検討を加える。

『国家と革命』の執筆中にポリシェヴィキは戦線に復帰してペトログラード、モスクワなどでソヴェトのポリシェヴィキ化は加速化した。この潮流に乗ってレーニンは武装蜂起による権力奪取の方へと舵を切った。

第3節 全ロシア・ソヴェト中央執行委員会と人民委員会議—革命政府の創成をめぐる—

10月25日、首都において、ポリシェヴィキの指導下、ペトログラード・ソヴェトの軍事革命委員会の武装蜂起は成功した。軍事革命委員会は、臨時政府は打倒され国家権力は軍事革命委員会の手に移ったとの「ロシアの市民へ！」の檄文を発した。

同日午後、ペトログラード労・兵ソヴェトの会議は、ソヴェト政府として労農政府の創設、労農政府は懸案の諸課題を遂行し社会主義を目指すことを決議した。

夜晩くから第2回全ロシア労・兵ソヴェト大会が開かれた。大会は、「労働者、兵士、農民諸君へ」において、権力の掌握を宣言し、平和、土地、軍隊民主化、労働者統制、憲法制定議会の招集、パンと生活必需品の都市農村への供給、民族自決など、基本的行動方針を明示した。そして、それらの実現に向けての諸布告を採択した。

「平和に関する布告」では、戦争から抜け出すべく、交戦国の人民や政府に公正で民主主義的な講和を提起した。「土地に関する布告」では、地主、皇帝、教会、修道院の土地を無償で廃絶し、郷土地委員会と郡農民代表ソヴェトの管轄下に置き、後に農民に割り当てることを定めた。これは、242の地方の農民代議員へのナカース(訓令)をとりまとめた決議であり、直接民主主義的性格を有

し、進行中の農民革命の全面的承認であった。

大会は更に、憲法制定会議の開催にいたるまで臨時的な労働者農民政府を作り、これを人民委員会と名づけるとする「労農政府創設についての決定」(35)を採択した。

メンシェヴィキ、エスエル右派などは、軍事革命委員会の武装蜂起による臨時政府打倒、新政府人民委員会創設に反対してソヴェト大会から退場した。エスエル左派は会場に残ったが入閣を断ったので、人民委員会議長レーニン、外務人民委員トロツキー、民族問題人民委員スターリンなど、ポリシェヴィキの単独政権となった。これに対し、他の社会主義政党のみならず、ポリシェヴィキのなかでもカーメネフ、ジノヴィエフなどはソヴェトのすべての社会主義政党の代表者から成る連立政府を主張した。それを抑え込んでのポリシェヴィキのみの政権であった。

26日、軍事革命委員会はカデット機関紙その他のブルジョア新聞を封鎖し、翌日、人民委員会議長は「出版に関する布告」により敵対的な新聞を発禁にした。ポリシェヴィキにとっては階級敵の出版を抑圧するのは当然であり、権力を掌握するや即座に敵対者からの出版の自由の剥奪に乗り出したのだった。その際、前日「平和に関する布告」等が全ロシア・ソヴェト大会において拍手喝采で可決されたのをうけて布告されたのとは異なり、人民委員会議長が単独で布告を発した。

この布告は11月4日の全ロシア中央執行委員会において審議された。言論に対しては言論をもって闘うべきだとするエスエル左派は、ポリシェヴィキの一部も加え、メンシェヴィキ、エスエル右派とともに猛反対し布告の廃止を求めた。しかし、それを押し切って賛成34、反対24で布告は認められた。激論が闘わされた席上で、レーニンはこう言明した。「権力を掌握すれば、ブルジョア新聞を発行停止すると、われわれは以前にも声明した。こういう新聞の存在を大目にみること、社会主義者でなくなることを意味している。『ブルジョア新聞の発行を開始せよ』という人は、われわれが全速力で社会主義にむかって進んでいることを理解していないものである」(36)。

出版の自由の制限の是非は全社会主義政党による政府の形成の可否に連なっており、制限に反対した人民委員ルイコフら5人は職を辞して、「われわれは、ソヴェト内の全政党から成る社会主義政府を形成することが必要だという見地に賛成する。…これを除いては、唯一つの道が残るだけである。すなわち政治的テロリズムによる純粋なポリシェヴィキ政府の保持である」(37)と声明した。

30日、人民委員会議長レーニン名の「法律を裁可公布する順序について」は、すべての法案は人民委員が署名のうえ各省によって政府へ提出する、政府による裁可後人民委員会による署名を経て公布する、但しソヴェト中央執行委員会は政府布告の取消、変更、無効にする権限を常に持つ(38)と定めた。人民委員会議長が自らに立法権力を与えるものであった。

ソヴェト中央執行委員会の事前の審議、承認なしの人民委員会議長による法令を発案し裁可し公布する権限を認めるかどうか、同じ11月4日のソヴェト中央執行委員会で激しい論争となった。エスエル左派の反対動議などで紛糾の末、29対23の僅差で可決となった。レーニンの発言では、「情勢は、あまりにも重大であり猶予を、許さなかった。…ブルジョア社会の観点から、これらの法律に形式的な不備があってもよろしい。権力は、必要な修正を加えることのできるソヴェトの手にあるのではないか」(39)。革命の激動のなかで緊急な事態への機動的な対処の必要が存在したのは事実であったが、それに乗じつつ、人民委員会議長は単独で法令を発する権限を手中にした。

10月革命は、一面において、「平和に関する布告」「土地に関する布告」に示されるように、フィン

ランドとポーランドの独立を認めロシアを構成するすべての民族の自決権を承認した11月2日の「ロシアの諸民族の権利の宣言」も加えて、第一次大戦で喘ぐツァーリ帝政体制を根底から揺さぶって転覆した都市労働者の生産の統制運動、戦争継続に反対する兵士の反逆、地主所有地を奪取する農民の土地革命、それに少数民族の自決運動など、人民大衆の社会革命の爆発であった。他面においては、「出版に関する布告」、「法律を裁可公布する順序について」に示されるように、「労農政府創設についての決定」も加えて、ソヴェトのボリシェヴィキ化に力を注ぎ権力奪取に武装蜂起したボリシェヴィキ党の政治革命の結晶であった。双方が10月革命において重なりあった。

10月には、ソヴェトに結集した民衆は革命に熱狂し、ボリシェヴィキは革命の成り行きについて信念に満ちていたし、一体感が高まった。社会的解放を切望する労働者、兵士、農民の多数のボリシェヴィキ党への支持、期待が実在し、労・兵ソヴェトの多数派をボリシェヴィキが占めており、ボリシェヴィキ政権の誕生は民衆革命運動を基盤としていた。そこには、民衆革命とボリシェヴィキ革命との合致があった。

第2回全ロシア労・兵ソヴェト大会には670人の代議員が集まったが、主要政党の勢力関係を示す代議員の党派別構成は、下のごとくであった。

総計648のうち

| | |
|---------|-----|
| ボリシェヴィキ | 390 |
| エスエル | 160 |
| メンシェヴィキ | 72 |
| その他 | 27 |

しかし、真底には、民衆革命運動とボリシェヴィキ革命路線との亀裂が走っていた。

10月革命から、ソヴェト・システムの頂点全ロシア・ソヴェト大会および大会により選出された中央執行委員会、それに加えて人民委員会議が中央権力機関として生まれた。これは、民衆革命路線の全ロシア・ソヴェト大会および中央執行委員会とボリシェヴィキ革命路線の人民委員会議との二元的併存を意味した。

全ロシア・ソヴェト執行委員会と人民委員会議の相互関係に立ち入って検討しよう。

ソヴェトは、2月革命とともに自らの切実な要求を掲げて闘う労働者、兵士の大衆の職業、生産単位を基礎にした集団組織として自生した。ソヴェト権力の形成過程は、市や村の地方ソヴェトがその地域内における権力を掌握し、それを基礎にして段階的に中央権力の形成へと進んだ。地方ソヴェトが基層ソヴェトをなし、各地ソヴェトの連合体としての全ロシア・ソヴェト大会と、大会で選出された全ロシア・ソヴェト中央執行委員会が中央権力をかたちづかった。下からのイニシアティブが発揮され、10月革命の時期、地域によっては、基層ソヴェトにおける拘束的委任制、代議員のリコール制、報告義務制の直接民主主義的な取り組みもあった。

10月革命は、ボリシェヴィキが多数派となったペトログラード、モスクワなどの市ソヴェトが主力を担った。

権力掌握を宣明した第2回全ロシア労・兵ソヴェト大会は、最高決議機関の位置を占め、執行機関の中央執行委員会を選出した。中央執行委員会は、ボリシェヴィキ62、エスエル左派29、メンシェヴィキ国際派6など総数101名で構成され、議長にはカーメネフが就いた。中央執行委員会の下に、書記局、地方自治部、国際部、出版部、宣伝部、財政部、その他から成る各部が設置された。

中央執行委員会の過半数をもって構成される大会議は2週に1度以上開催され、中央執行委員の10分の1をもって構成される幹部会(ボリシェヴィキ6名、エスエル左派4名)が毎日会議をおこなって中央執行機関としての任務の遂行にあたる決まりであった。(40)。

ソヴェトによる権力掌握は待ち望まれていた。民衆革命としては、全国の市、村のソヴェト権力を総結集した全ロシア・ソヴェト大会を基盤にして、中央執行委員会が新政府・革命政権としてのソヴェト政府を形成するのが本筋であった。

労働者、兵士、農民の大衆の多くも全社会主義政党の連立として新しい政府を期待していた。大会に参加したボリシェヴィキ代議員の大部分も全社会主義政党の連立政権支持という選挙区からの委任を受けていた。第2回全ロシア労・兵ソヴェト大会の劈頭に、メンシェヴィキ国際派の領袖マルトフは「全民主主義者による政権の創造」を提案し、ボリシェヴィキを含め満場の拍手で可決された一幕もあった。この場合には、多数派を占めるボリシェヴィキ中心の、だが社会主義諸政党の連立の政権となるだろう。

ところが、ボリシェヴィキ指導下のペトログラード・ソヴェトの軍事革命委員会の武装蜂起によって権力の掌握が果たされ、革命政府として人民委員会議が発足した。全ロシア・ソヴェト中央執行委員会が内務・外務・土地・労働・軍事などの13の委員会を司る人民委員を任命して人民委員会議を組織し、人民委員会議は中央執行委員会に責任を負うという形であった。

人民委員会議の創設には、これまでの研究では不問にされてきた重大な逸脱が所在していた。

経緯として、武装蜂起し権力奪取した軍事革命委員会を組織したのは、全ロシア・ソヴェト執行委員会ではなく、ボリシェヴィキが多数を制しているペトログラード・ソヴェトであった。そして、蜂起当日午前のペトログラード・ソヴェト会議は、「革命はソヴェト政府として、労農政府を創設するであろう」と決議(41)し、それを第2回全ロシア労・兵ソヴェト大会は受け取った。後日チェーカーが人民委員会議に直屬して組織されると、軍事革命委員会はそれに吸収される。この一連の流れが示すように、人民委員会議の創設は、民衆革命で自生したソヴェト体系自体から内発したのではなく、ボリシェヴィキ革命の方から出来た。

武装蜂起による権力奪取と人民委員会議発足は連動していた。しかし、必ずしも一体不離ではなかった。蜂起によるケレンスキー政府打倒、de facto の権力奪取を踏まえ、全ロシア労・兵ソヴェト大会において de jure の権力奪取を決議し宣明して、事実上でも道理上でも権力を備えた新政府として新たなソヴェト中央執行委員会を選出するコースが存在した。ボリシェヴィキ党内のカーメネフら少数派、エスエル、メンシェヴィキなどの全社会主義政党の連立政府の根強い要求は、そのコースの選択であったと見做せる(42)。その他に、労働組合として最も大きくて堅固に組織され鉄道労働者統制を実施していた鉄道従業員組合全ロシア執行委員会(ヴィグジェーリ)―メンシェヴィキ系―も、一政党ではなく全政党による社会主義政府を求めてボリシェヴィキ政府に対抗した。

10月革命以前には、すべての権力を掌握したソヴェトとは別に立法権力と執行権力をあわせもつ人民委員会議のごとき政府を組織することは、一度も公の議に登らなかった(43)。

だが、前節で明らかにしたごとく、立法・執行権力を合一した行動的機関を主軸に中央集権的な権力集中制を敷くというのは、『国家と革命』のレーニンの革命国家構想の根本原則にほかならなかった。

レーニン、ボリシェヴィキは、パリ・コミューンと同じ型の国家の具現だと確信して、全ロシア・ソヴ

エト中央行委員会とは別個の人民委員会議を創設した。だが、実はマルクスのコミューン型国家はそれとは異質の公安委員会型国家へ改変されていた。革命政府としての人民委員会議は、パリ・コミューンにおいて国際労働者協会派が否定しマルクスが斥けた公安委員会型の政府であり、ロシア革命における公安委員会であった。

レーニンはパリ・コミューンについて細目をも暗記するほど通曉していたと言われる。それにしても、「パリ・コミューンはプロレタリアート独裁」説や公安委員会のは是認に立脚して人民委員会議を創設しただけでなく、更にはコミューンの敗北の轍を踏まないように、敵対勢力への果敢な弾圧を躊躇しないこと、ブルジョア新聞はもとより同じ陣営の少数反対派の新聞さえ発禁に処すことなども教訓化して、それらを順次実施していったように見える。

全ロシア・ソヴェト中央執行委員会と人民委員会議の二元的構造は、事実上人民委員会議の優位に編制された。次節で扱う憲法制定会議の解散とともに、人民委員会議は「臨時」政府から脱してソヴェト国家体制の中樞権力を掌中に収めた恒常的な政府として定着する。ボリシェヴィキ党の強大化する権力(44)に裏側から支えられ、10月革命で出現した二元的構造は人民委員会議が全ロシア・ソヴェト中央執行委員会をも従位させる方向へ不可避的に傾斜する。全ロシア・ソヴェト中央執行委員会は、国家権力機構においては人民委員会議を監督し人民委員会議が発した法令を審査する役目を担う第二義的な機関の位置を占めるようになり、次第に「議会」へ変容せざるをえない。

政治革命において、レーニン率いるボリシェヴィキ革命が民衆革命をも統御した。革命国家の構想は政党を率いる職業政治家、職業革命家、レーニンを筆頭に政治的エリートの独占であった。民衆の自立化は世界史上でもかつてないほど進んだが、理論武装した前衛政党指導者(集団)の革命路線を吟味し評定する力量を養うのには遠く、政治・国家体制の構築に関しては支持する党に任せて、黙許し黙従するほかなかった。民衆革命の限界であった。

かくして、すべての権力を手中にしたソヴェトはその権力をボリシェヴィキ党に委ね、人民委員会議は自らソヴェト政府を称した。

10月革命の進行に立ち返ろう。

革命政府の構成について、全社会主義政党の連立政府の要求をめぐり、11月1-2日のボリシェヴィキ党中央委員会は、エスエルやメンシェヴィキのソヴェト少数派と妥協しないことを決定した。党内反対派のカーメネフなどの主張は斥けられたが、レーニンの提案は三度におよぶ投票の末8対7できわどく採択された。カーメネフ、ジノヴィエフらは中央委員および人民委員を辞任した。全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の議長は、スヴェルドロフに交代した。

11月26-12月10日に第2回全国農民ソヴェト大会が開かれた。大会代議員の党派別構成は、エスエル左派350、エスエル右派305、ボリシェヴィキ91、その他44であった。エスエル左派とボリシェヴィキが提携し、大会は平和問題、土地問題について人民委員会議支持を決議した。

その間、エスエルは左派と右派に分裂して、11月19-28日の大会で左翼エスエルの創立となった。12月9日、左翼エスエルから7人が入閣し、人民委員会議は連立政権となった。

生まれたばかりの革命政府は、自らの地歩を確立し存立の基盤を造出しなければならなかった。人民委員会議が独力の立法権限を得た事が力を発揮した。(44)

人民委員会議は、数多くの法令を次々に発した。それらのなかで、10月末から12月にかけての

8時間労働日と週48時間労働制に関する布告、身分制廃止の布告、離婚の自由に関する布告、民事婚に関する布告などは、民衆革命に応え、ブルジョア民主主義的変革を遂行した。カデットやメンシェヴィキ、エスエルの臨時政府が実現できなかったブルジョア民主主義革命の任務の達成であった。

それとともに、社会主義革命の推進に関わって、主要なものに限ると、11月6日ペトログラード市ドゥーマの解散に関する布告、7日出版物への広告掲載を国家の独占事業とする布告、16日労働者統制についての布告、24日裁判所に関する布告、28日カデットの指導者たちの逮捕に関する布告、5日最高国民経済会議の設立の布告、14日のすべての銀行の国家所有化、月後半にかけての多くの重要大企業の国家所有化の布告、20日「反革命、投機およびサボタージュと闘う全ロシア非常委員会(ヴェー・チャー・カー)」創設の布告、1月3日反革命言論の抑圧のための新聞の閉鎖・印刷所の没収の布告などを発した。

上記のなかでも特に二つの布告について注記すると、最高国民経済会議設立は、経済に関しても人民委員会議が独占的な権限を持つことを表明し、新たな経済建設の事業に取り掛かる基点を据えた。中央集権体制を嫌い地方自治を重用するエスエル左派は、全ロシア・ソヴェト執行委員会の審議で、最高国民経済会議について農民代表の参加と人民委員会議ではなく中央執行委員会の下におくことを主張したが、布告は161対104で採択された。

チャーカーの創設により、政権への一切の反対活動を武力弾圧する独自装置が、いかなる法律にも拘束されない直接の暴力に基づく権力として誕生した。チャーカー創設の布告は当時公布されず、28年12月になって初めて公表された。

これらの布告によって、人民委員会議はロシア革命をポリシェヴィキ革命として推進する体制の骨格を整えた。

第4節 憲法制定会議解散と「勤労被搾取人民の権利宣言」—革命国家の編制をめぐって—

憲法制定会議の招集は、ツァーリ帝政打倒後の新しい政治・国家体制創出の基本課題を解決するべき、普通選挙に基づく全人民の代議機関として、すべての革命勢力により要求され続けてきた。人民委員会議が「臨時」の労農政府と規定されたのも、憲法制定会議の成立までという意味合いであった。

人民委員会議と憲法制定会議の関係をどうするか。

人民委員会議に反対するメンシェヴィキやエスエルなどの諸政党は、相互に相違はあるものの、総じては「すべての権力を憲法制定会議へ」のスローガンで憲法制定会議選挙に勝利し、議会制民主主義共和制国を樹立することを追求した。これらの政党にとって、10月に起きたのは、第一次臨時政府の成立から数えて5度目の政府交代であり、その意味での政変にすぎなかった。

人民委員会議を設立したポリシェヴィキは、刻々流動する、あらかじめの予測困難な状況に対応するべく、採るべき方策について、一義的ではなく幾つかのコースを念頭においていた。権力奪取の武装蜂起を前にしたレーニンが述べたように、「憲法制定会議を伴うソヴェト共和国も可能」とする「一時的な『複合型』」(45)も想定内にあった。現状での憲法制定会議選挙では、ポリシェヴィキの不利、エスエルの勝利が予想され、選挙の延期の意見もあったし、それへの反対意見での対立も生じた。(46)

人民委員会議は11月12日と定められていた憲法制定会議選挙を予定通りに実施した。

選挙の開票が始まり、ペトログラード選挙区で議席20のうちポリシェヴィキが6を獲得し、憲法制定会議は人民委員会議の施策の承認にいたるだろうとの楽観が生まれた時点もあった(47)。

投票結果の全国的集計には1か月以上を要したが、選挙の結果、707の総議席に各政党派の占める議席数は、以下のようになった。

| | |
|---------|-----|
| エスエル右派 | 370 |
| ポリシェヴィキ | 175 |
| 諸民族グループ | 86 |
| 左翼エスエル | 40 |
| カデット | 17 |
| メンシェヴィキ | 16 |
| 人民社会主義党 | 2 |

選挙もまた、革命の高潮にある都市部と後れた農民国の伝統を守る地方部との分裂を表示した。ペトログラード、モスクワをはじめとする都市、それに軍、艦隊、守備隊では、ポリシェヴィキが第1党であった。

この間の11月28日、憲法制定会議擁護でカデット、エスエル右派、メンシェヴィキなどが参加して数万人が示威行進した。これを人民委員会議は解散させ、「反革命的内乱」を企てた「人民の敵の党」カデットの指導者を逮捕する布告を出した。

10月革命に反対の立場の政党が多数を占める大勢が判明してくると、ポリシェヴィキ党中央委員会は議論を重ねたが打開策はまとまらなかった。ソヴェト権力と憲法制定会議の「複合型」をとり憲法制定会議の改造をつうじてソヴェト共和国を樹立するのが、望ましい道であった。具体的には、エスエルが分裂し第2回全国農民ソヴェト大会でエスエル左派やポリシェヴィキが伸長する現況にあって、エスエル右派やカデットの議員をリコールして憲法制定議会をソヴェト権力を承認するように改革することが追求された。それが不可能な場合、憲法制定会議を通じない道、「革命的方法」(47)も検討された。

レーニンは「憲法制定会議についてのテーゼ」を示し、「ブルジョア体制から社会主義体制への移行にとっては、すなわちプロレタリアートの独裁にとっては、労働者・兵士・農民代議員ソヴェトの共和国は、一層高度な型の民主主義制度の形態である」とソヴェト権力体制のブルジョア議会制共和国に対する歴史的優越性を重ねて強調するとともに、「革命の利益が、憲法制定会議の形式的権利に優先する」(48)との基本姿勢を明らかにした。

1月3日の全ロシア・ソヴェト中央執行委員会は、一切の権力はソヴェトに属すると謳った「勤労被搾取人民の権利宣言」を採択し、ソヴェト権力を妨害する試みは反革命的行動として鎮圧すると決定した(49)。

人民委員会議は1月5日に憲法制定会議を招集した。

開会された憲法制定会議に、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会は「勤労被搾取人民の権利宣言」案を提出した。だが、賛成138票反対237票で否決された。ポリシェヴィキ、左翼エスエルの議員は会議から退場し、中央執行委員会は「憲法制定会議の解散についての布告」を採択した。

翌日、憲法制定会議は強制的に解散させられた。

12日第3回全ロシア労・兵ソヴェト大会が開かれ、「勤労被搾取人民の権利宣言」を採択した。大会は、開催中の第3回全ロシア農民代表大会と合同して全ロシア労・兵・農ソヴェト大会となり、同宣言をあらためて採択した。人民委員会議の銘は、「臨時」の語が削除され「労働者農民の政府」と改称された。大会は陸海軍、労働組合からの選出者を追加して306名に倍加した新しい全ロシア・ソヴェト中央執行委員会を選出した。そのことに、中央執行委員会の「議会」化の進行を看取ることもできる。

付言すると、憲法制定議会選挙は普通・直接・平等・秘密の原則でおこなわれ、第3回全ロシア・ソヴェト大会の選挙は制限・不平等・間接・公開投票であった。

憲法制定会議の解散は、これこそが社会主義を目指して進むうえでの活路だとボリシェヴィキ政権および全ロシア・ソヴェト中央執行委員会が思念し決断しての選択であった。その理由とされたのは、先のレーニンの「憲法制定会議についてのテーゼ」に示されていた基本的立場に加えて、次のような事柄であった。

憲法制定会議は、10月革命以前に作成された古い名簿によって選挙された。選挙後にエスエルは二つに分裂した。選挙は、現実に合わせておらず、人民、特に農民の意志を正しく表明していない。

帝国主義戦争下の国際情勢を展望すると、口火を切ったロシア革命に続いてヨーロッパ、特にドイツで社会主義革命はたゆみなく成熟しつつある。西ヨーロッパ革命がわれわれの支援にやってくるだろう。

憲法制定会議多数派のブルジョア議会主義路線は、歴史的後退であり、ソヴェト権力を否定し労農革命の達成を無にする。

ソヴェト大会では3分の2近い議席を獲得したボリシェヴィキは、憲法制定会議において議席の4分の1しか占めることができなかった。対蹠的に、エスエルは、ソヴェト大会では7分の1の議席に達しなかったが、憲法制定会議では単独で過半数を制した。「すべての権力をソヴェトへ」と「すべての権力を憲法制定議会へ」との対立は激烈となり深刻になった。新たな二重権力化を防ぎ相剋の解決に向かうには、一致点を探りだして積み重ねる多難な努力が不可欠であり、そのための相当の時間を要するのは必至であった。

ソヴェト大会と憲法制定会議のどちらが現実の力関係をより正確に反映していたかといえば、それはソヴェト大会であった。憲法制定会議解散は、ソヴェトに依拠して政府権力の座にあり、事実上の力関係をなによりも重視する一方で立憲主義は軽視ないし無視するボリシェヴィキの革命路線の強行的貫徹であった。

こうして、ボリシェヴィキは、10月革命前に想定した革命の平和的発展のコースは斥け、選挙に基づく政権交代を拒絶した。そこに、レーニン、ボリシェヴィキの凄まじい権力への志念、いったん手中にした権力は手放そうとしない強烈な意志を看取することもできよう。

ボリシェヴィキ党の力尽くによる憲法制定会議解散強制は、内戦を惹き起こす大きな原因をつくった。

ところで、憲法制定会議解散問題において踏み絵として用いられた「勤労被搾取人民の権利宣言」は、レーニンの起草であり、爾後の社会主義建設の道標となり、18年7月制定の「ロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国憲法」(以下「ソヴェト共和国憲法」)の前半部を占めることになる歴史的文書であった。

「宣言」は、「ロシアは労働者・兵士および農民代議員ソヴェトの共和国」であり「すべての権力はソヴェトに属する」と定めたうえで、「人間による人間のあらゆる搾取の廃止、階級への社会の分裂の完全な廃絶、搾取者に対する容赦ない抑圧、社会主義的な社会組織の確立、およびあらゆる国における社会主義の勝利」を「基本的任務」として掲げた。更に、当面する社会主義建設の基本指針として、土地の社会化の実現、生産手段と輸送手段、すべての銀行の国家所有化、ツァーリやブルジョア階級の政府が負った国際的な債務の破棄などを掲示した(50)。

しかしながら、冒頭部に謳っている高邁な「基本的任務」にもかかわらず、「勤労被搾取人民の権利宣言」は社会主義への道としては重大な欠陥を内有していた。前々節で先送りした『国家と革命』「第5章 国家死滅の経済的基礎」のなかの関連する論点と併せて考察する。

第1点、「宣言」は「勤労被搾取人民の権利」を高唱する一方、「搾取者に対する容赦ない抑圧」として敵対者からの権利剥奪を公言する。「ソヴェト共和国憲法」は、金儲けのための賃労働利用者、不労所得で暮らす者などから選挙権・被選挙権を剥奪する(第65条)(51)。

これは、『国家と革命』における「資本主義から共産主義への移行」期の政治的過渡としてのプロレタリアート独裁＝民主主義の論に照応する。「プロレタリアートの独裁は、民主主義を大幅に拡大し、この民主主義は初めて富者のための民主主義ではなしに、貧者のための民主主義、人民のための民主主義になるが、これと同時に…抑圧者、搾取者、資本家に対して、一連の自由の除外例を設ける」(52)。プロレタリアート独裁は、少数の旧支配階級に対する自由の剥奪、民主主義からの排除と圧倒的多数の人民大衆の自由、民主主義の全面的発達の両面的合一である。

こうした説論の前提には、ブルジョア民主主義に関する評価の偏面性が存在する。「とるにたらぬ少数者のための民主主義、富者のための民主主義—これが資本主義社会の民主主義である。資本主義的民主主義の仕組みをもっと立ち入って点検してみると、いたるところ、どこにも、…民主主義が次々に制限されている…。これらの制限を総合すると、それは、貧乏人を政治から、民主主義への積極的な参加から排除し、おしのける」(53)。かかるブルジョア民主主義の限界、短所の摘出は的を射ている。ブルジョア民主主義は、金権主義、形式主義による階級的地位の差異による自由の享受の格差という欠陥を有する。だが、他面では、被支配階級を含めて国民のすべてに自由を認めるし、多元的、寛容的性格や国家権力に対抗する性格を長所として備えている。この面を、レーニンはロシアの歴史的土壌にあって掴み取れなかった。

社会主義的民主主義であれば、ブルジョア民主主義の短所を克服し長所を継承して民主主義を一段と高次に発展させなければならない。しかるに、近・現代民主主義の歴史的性質の理解に欠けるところがあるレーニンは、敵対階級に対する民主主義からの排除を当然視し、プロレタリア民主主義のブルジョア民主主義への優越性を民主主義を享受する者の数量的多さに矮小化する。

第2点。「勤労被搾取」者とは労働者、勤労農民、雇農、勤労コサック、兵士、水兵などを指しているが、その権利は、個々人の権利ではなく、集団としての人民の権利である。勤労者であっても個人の権利は全体としての勤労者の見地から集団主義的ないし全体主義的に規制される。「ソヴェト共和国憲法」によると、「全体としての労働者階級の利益を指針として、…個々の人間および個々のグループが、社会主義革命の利益を損なうように権利を行使した時、彼らからその権利をとりあげる」(第23条)(54)。勤労人民のなかにあっても「全体」とは立場、思想・行動を異にする個人や少数者集団は権利を抑圧され剥奪される。

つまるところ、「ソヴェト共和国」での自由や民主主義は同質集団内部のそれになってしまう。自由主義的民主主義が対立する階級、党派をも包摂して異質物と共存しつつ解決の方途を探るのは違って、異質物を排除し、危局に面すれば自階級、ソヴェト内党派の批判者に対してさえ権利を奪い取り民主主義から除外する。

第3点、『国家と革命』には「共産主義の低い段階」に関して「消費資料の分配についてのブルジョア的権利は、勿論、不可避免的に、ブルジョア国家の存在をも予想する。何故なら、権利というものは権利の基準の遵守を強制できる機関なしにはないのも同然だからである」(55)という行がある。権利と国家(権力)の関係に視点を定めると、権利は国家なしには無きに等しい。権利は国家権力によって与えられ担保される。

レーニンの論では、社会主義革命後の過渡期から社会主義段階にいたるまで、国家が権利に優位する。ブルジョア社会・国家においては、自然権・道徳的権利と実定権・法律的権利の区別・関連がかたちづくられて国家に先位する権利、対抗する権利が存立するが、そうした歴史的基盤はロシアには欠けていた。「ソヴェト共和国」においても、前国家的権利や対国家的権利は認められず排撃される。

第4点、「共和国憲法」は、表現の自由、集会の自由、団結の自由などについて、その行使を現実に保障する技術的・物質的手段を勤労者に委ねるとする(第14条、第15条、第16

条)(56)。ブルジョア的な自由は高唱されても勤労者にとっては空語化する。その克服として、自由を物質的手段によって現実に保障する新規の方策を採用する。この自由の物質的保障は、金権による自由の左右から脱却するが、物質的手段を所有している国家の権力による自由の統制、侵害を惹き起こす欠点を秘めている。

これらの欠陥は重大すぎるほどである。「ソヴェト民主主義」は、近・現代のブルジョア的自由、民主主義を超え出た「一層高度な型の民主主義」たりえていなくて、自由、民主主義についての新規の制限、抑圧をもたらす(57)。

1903年のロシア社会民主労働党の綱領は、革命運動が置かれた苛烈な状況の表現として、当時の各国社会主義政党のなかで唯一つプロレタリアート独裁を掲げた。ポリシェヴィキ党はそれを堅守し、レーニンは18年12月の『国家と革命』第2版において、形態はどうあろうとも国家の「本質」は独裁だと規定するにいたり、「独裁と民主主義との関係」では独裁は国家の「本質」であるのに対して民主主義は国家の「形態」と位置づける。独裁の終始一貫した偏重は、まさしくロシア的な後進性の特質の表出である。

憲法制定会議解散と「勤労被搾取人民の権利宣言」採択は、ポリシェヴィキが描く社会主義革命のコースと新たに構築する政治・国家体制を確定した。

既述したように、革命政府は社会主義の見地からすると逸脱した公安委員会型の人民委員会議として設立された。ここでは、新国家の独自の性格の考察へ論歩を進めて、革命国家の歪みについて明らかにする。

革命に立ちあがった民衆にとって、職業的、階級的に編成されたソヴェトは自分たちの組織として実感できるものであり、憲法制定会議よりもはるかに身近で大切な制度であった。革命政府が、労働者・兵士や農民が地方から中央への全国的組織体系を築いたソヴェトを実体的基盤として組織されるのは当然であった。

だが、国家を構築するにあたっては、ソヴェトに加わっていない勤労者は勿論のこと、職業、階級の異なる人々をも、旧来の資本家、地主、統治者などの敵対者も含め、国家の構成員として統合することを求められる。言い換えると国家としてはすべての住民を包摂することが課題となる。

既に近代ブルジョア国家は、ブルジョア階級を代表する政治的党派によって構築されながら、前近代の諸国家に対する歴史的進歩性を証示する一つとして、政治的解放の実現によって労働者、農民などの被支配階級をも等しく国家の成員に包摂し統合する国民国家の特質を有する。近・現代化した国家は、種々様々な階級的地位、利害、思想の個人や集団によって成っているのであり、国家の構成員に関して階級資格を問わない。

ブルジョア国家に取って代わるプロレタリア国家は、社会主義への移行期において、インターナショナルに開かれつつも国民＝市民国家としての性格も備え、対立する諸階級を等しく国民＝市民として包摂し統合して、政治的解放を徹底するとともに社会的、経済的解放の実現に向けて、民主主義を高度化しつつ全面発達させることを要請されよう。

ところが、ポリシェヴィキ党の構築するソヴェト国家は、ソヴェトを「プロレタリア独裁のロシア的形態」(58)とし、「勤労被搾取人民の権利の宣言」、「共和国憲法」が示すように、敵対分子や異分子の権利を剥奪し、彼・彼女らについては国家の構成員として包摂して統合することを放擲する。レーニンは3月のロシア共産党第7回大会の「党綱領草案下書き」では、ソヴェト国家権力についてのテーゼの第1項を「資本主義のために抑圧されている勤労被搾取大衆…だけを、しかも彼らだけを統合し組織すること」(59)と記した。敵対的な集団、個人にも権利の行使を認めることを回路として対立の緩和、解決を導くことはしないのである。国家的統治として、弾圧、制裁、排除の方法のみに頼るのであり、他方での譲歩、妥協、包摂の方法を欠落している。

つまり、レーニン、ポリシェヴィキは、国家の編制に関して階級原理主義に立ち構成員の資格を問う。別の観点からすると、政府と国家とを区別することなく、人民委員会議として創設した革命政府を革命国家へと自己同一化する。

ポリシェヴィキは、革命政府を全ロシア・ソヴェト中央執行委員会から人民委員会議へ取って代えたのに続き、人民委員会議と自同的な国家としてソヴェト国家を築いた。

省みると、レーニンの国家論は「国家＝(暴力装置に偏した)機構」説であった。通俗的な国家の3要素説においても必ず国民が要素として挙げられるように、近現代においては国民は国家の必須不可欠の構成物である。その国民の位置づけが彼の国家論考においては不明であった。

政府と国家が自同化したソヴェト国家体制にあっては、政権の交代は問題外になる。やがてポリシェヴィキの1党独裁の出現とともにソヴェト国家は政権交代なき国家体制として定着する。政権交代は即ソヴェト国家の崩壊を招かざるをえない。

本来的に求められていたのは、革命が終結するまでの期間の歩みにおいて、ソヴェト政府は異なる諸階級、諸階層を国民＝市民として包摂する国家の構築への取り組みを進めること、全国民＝市民を民主主義的に統合して、時の政府とは相対的に分化した面を備える国家構造を築くこと、選挙による審判を受け、場合によっては政府の交代をおこなうこと、そして政府自体がソヴェト政府からロシア共和国政府へ発展転化することであっただろう。

ともあれ、如上の特質を有するソヴェト国家は、ブルジョア国家とは別の、新種の歪みを内具している。

世界史的に、ソヴェト国家を19世紀後葉に議会制民主主義に達したヨーロッパ・ブルジョア国家と対質するなら、それに遥かに及ばない。

ロシア史的には、2月革命には西ヨーロッパの自由民主主義、社会民主主義が思想的に流れこんでいた。その8か月後に10月革命となり、レーニン主義の「プロレタリアート独裁＝民主主義」の支配に転じた。ソヴェト国家は、05年革命後の君主主義国家に比して格段に前進を遂げていたが、2月革命によって生まれブルジョア的民主主義な流動状況にあった国家よりも高次に発展しているとは評しがたい。

近代化が後れ停滞したツァーリ帝政にあって、05年革命後も、民衆、とりわけ膨大な農民の大多数は文盲、無学に放置されて国民化されるにいたらず、国民国家として空洞化していた。それとはまったく異なった理由から、敵対階級をも国民＝市民として統合し包摂するのを放擲したソヴェト国家は、別種の暗黒を造り出してそれを制度化した点で、旧来のロシア的伝統を背負い続けていると見ることができよう。

第5節 党＝政府による民衆革命の統轄へ

2月革命の直接的起因をなしていながら歴代の臨時政府がなしえなかったところの、労働者、兵士、農民の大衆が求め続けているパンと土地と平和の問題解決は、ボリシェヴィキ革命政権の焦眉の任務となった。いずれも困難を極める戦争終結＝講和、新たな軍と警察の建設、土地革命、食糧確保、生産の労働者管理などについての10月革命直後の取り組みを18年の中頃まで追跡する。

まず、戦争からの離脱・講和の締結について。

3年間の戦争で前線の部隊はうちひしがれ意気阻喪して戦争に耐えられない状態にたちいたっていた。民衆の間には平和への強烈な願望があった。17年11月に政府は、ロシア単独でドイツなどと休戦協定を結びブレスト＝リトフスクで講和交渉に入った。多くの兵士が前線を離れ故郷に帰村した。

しかし、ドイツ側の提案は厳しかった。レーニンは短期間であれ息継ぎが不可欠だと考えて講和条約締結を主張したが、ボリシェヴィキ党中央委員会のなかで革命戦争の主張や戦争でも講和でもなくの主張も強く、対応は大きく分裂した。

2月にドイツ軍は戦闘再開を通告し、ボリシェヴィキ党指導部がなお紛糾を続けるなか、西部ロシアに進攻し次々に都市を占領した。ペトログラードも危険にさらされた。2月18日の党中央委員会会議でレーニン案が辛うじて通過するにいたったが、ウクライナ、ペロルシア、バルト海沿岸地域の放棄や巨額の賠償金をともなう、一段と厳しく過酷で屈辱的な講和条件のドイツ案をボリシェヴィキ政府は受諾せざるをえなかった。3月3日、ブレスト＝リトフスク条約調印となった。

2月26日政府は首都のモスクワ移転を決定し、3月に遷都した。

3月中旬第4回全ロシア・ソヴェト大会は講和条約を批准した。それに反対して左翼エスエルは、ボリシェヴィキとの連立政府から離脱した。連立政権は3カ月で終止符をうった。

次に、軍と警察の新たな建設について。

常備軍、職業的警察を廃止し、民兵、民警に置き換えることを、レーニン、ボリシェヴィキは訴えてきた。

12月16日の軍隊における選挙制・軍属の平等権に関する布告は、2月革命以来の軍の民主主

義化の成果を確認した。

1月15日人民委員会議は、労農赤軍の創設を布告し、工場に組織されソヴェトによって統括されていた赤衛隊を原型とする革命軍として、軍事人民委員部が全国的に統合する赤軍の建設をうちだした。赤軍は、常備軍の廃止とは反対の新常備軍として、4月全般的軍事訓練義務制を導入、5月労農赤軍への強制募集に着手し、「ソヴェト共和国憲法」で「社会主義の祖国を擁護することを、共和国のすべての市民の義務と認め、全般的兵役の義務を定める」(第19条)(59)にいたった。それでも、赤軍への招集を呼びかけても応じない者、部隊からの脱走兵など、兵役忌避者の比率は高かった。

ロシア革命の現実的諸条件は、コミュン型国家の原則の追求から懸け離れていた。しかも、常備軍建設への転換は、3月21日の部隊指揮官の選挙制の廃止・任命制復活、7月には旧軍の将校の採用など、革命前への逆行をともなって進んだ。

警察については、10月28日の布告で人民委員会議は、2月革命で発足し7月まで独自に存立した労働者民警の再組織を呼びかけた。すべての青年男女が参加する民警の構想であったが、18年になって有給で常設の「労農民警」の結成に転じた。

加えて、人民委員会議は政治警察としてチェーカーを創設した。そして、2月にドイツ軍が攻勢を開始し戦闘が厳しさを増すなか、21日の「社会主義の祖国は危機に瀕す」の布告は、指令に反抗・不服従の国民に対するチェーカーの即決裁判に基づく処刑を合法化した(60)。

土地革命に移る。

10月の「土地に関する布告」はエスエルの「土地の社会化」政策の採用であった。全ロシア農民大会が開かれ労・兵ソヴェトとの共同歩調が進展した11～1月にかけて土地革命は最大規模に達した。1月27日全ロシア・ソヴェト中央執行委員会は「土地社会化に関する基本法」を採択した。

無償で没収した地主所有の土地などの大部分は農村共同体の土地均等利用原則に従って農民の間に配分され、農民の平準化、中農化がもたらされた。地域による多様性はあったが、概算して、共同体的土地利用は農民の手による耕作地の96.6%に達した。ストルイピン改革により共同体から離脱した独立農民、その農場は、共同体に引き戻されて減少した。

革命後も農民の間では、エスエルが圧倒的なほどの影響を保ちポリシェヴィキは支持基盤を持たなかった。ポリシェヴィキ党は、土地についても国家所有を原則とし、農業経営に関しては国营農場あるいは集団農場を模範としていたが、ポリシェヴィキ政府は本来の政策を棚上げして、エスエルの「土地の社会化」政綱を受け入れ妥協していた。レーニンの言では、「[10月26日の布告で]われわれが農民に土地の社会化を約束したとき、…そうすることによって譲歩をしたのである。われわれは一挙に国家所有化を実施してはならないことを理解していたからである」(60)。

土地を農民の手に移す農民的土地革命は、戦争終結の意味での平和の実現とともに、農民、兵士(軍服を着た農民)の大衆の宿願であり、その課題の達成はポリシェヴィキ政権とソヴェト国家の存立基盤をかたちづけていた。

農民とポリシェヴィキ党本来の土地＝農業政策との間に潜在している背反的対立は、21年からのネップの時代を隔てて、20年代末からの全面的農業集団化の「社会主義的」改造により10月革命時の農民革命の覆滅として決着を迎える。

続いて食糧危機の問題について。

都市で食糧貯蔵が底をつき、食糧を確保するための割当調達に臨時政府によって進められたが、食糧危機は昂進した。穀物価格の暴騰、穀物総生産高の減少により、都市住民のための食糧供給は崩壊した。政府権力を掌握したポリシェヴィキはこの難題に立ち向かわなければならなかった。

食糧割当調達は既に地方でそれぞれに実施されていたが、合意を図った契約による自発的供出は稀であった。ポリシェヴィキ政府は、穀物独占政策、自由商業の禁止とともに上級権力の強制、中央からの武装部隊による強制調達に踏み出した。

5月13日のいわゆる食糧独裁令は、農民の手元に残る食糧を強制徴発する非常大権を食糧人民委員部に与え、活動的な都市労働者から構成された部隊を現場に送りこんで食糧調達を推進した。6月11日には貧農委員会を設置して、農村に階級闘争を解き放つ、「富農」に対しての貧農と組んでの社会主義革命と喧伝し、大農経営を廃絶して貧農や農業労働者への土地の再配分を推進するとともに、模範農場としてのソフォーズへの移行を試行した。

食糧独裁令、貧農委員会の活動も、食糧危機を打開できなかった。

徴発は余剰穀物を対象にして多くは頭割りで行われたが、困窮する貧農から限度を越えて容赦なく徴発されたり、割り当てが不正確に課せられたり、不適切な遂行をともなった。穀物供出を拒否する農民に対して徹底的な弾圧がおこなわれた。それとともに、穀物商業は厳禁され、闇食糧は厳しく取り締まられた。かつぎ屋の大群が出現し跳梁し、それによって餓えた都市住民は生き延びた。

食糧の強制徴発は、農民が自分の穀物を売りさばく権利をとりあげることであり、農民の穀物を国家の名において収奪することであった。それはまた、地方ソヴェト権力の自治を無力化し中央集権主義体制を整えることになった。農村に二重権力がつくりだされ貧農委員会とソヴェトが衝突した。

食糧独裁と貧農委員会は農民の憤激をまねき、蜂起が始まった。農民は反地主・反ツァーリでポリシェヴィキ政府と共闘したが、食糧割当徴発を強権的に実施するポリシェヴィキ政府と衝突し激しく闘争した。

ポリシェヴィキ政権による軍事的暴力をともなう割当徴発活動によっても食糧危機は解決されず一段と深刻化した(61)。農村で飢饉が発生し、農民一揆が燎原の火のように広がっていく。

生産の労働者統制について。

1月16日の全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の労働者統制令公布により、工場委員会、職場代表評議会などの工場内労働者選出組織は、企業経営に対する統制・管理の権利を得た。

3月3日、最高国民経済会議は国家所有化企業管理に関する決定をおこなった。企業ごとの生産の労働者統制・管理と最高国民経済会議による国民経済での全般的な生産の調整を結合して、記帳と統制、労働生産性の向上などが課題となった。

だが、生産の労働者管理の実際的導入になると、資本主義の発達によって計算と統制は極めて単純化され読み書きのできる者なら誰でもできる操作になっているので、生産と分配の統制を労働者、人民が担うのは直ちに可能であるとの、『国家と革命』の楽観論は全く通用しない実状であった。ポリシェヴィキ政権は大々的な文盲撲滅運動を開始していたが、過去から引き継がれた勤労者の知的、技術的水準は、極度に低かったし、新経済建設にあたって統制、管理のできる先進的労働者層は希薄であった。革命前のブルジョア専門家を普通労働者よりも高給で登用するのは避けられなかった。生産の組織化の任務において、次第に労働組合が主力を担うようになり、工場委員会を軸

としてきた労働者統制活動は退潮していった。

5月26－6月4日の第1回全ロシア国民経済会議大会は、国家所有化政策の具体化や工業管理の本格化を決議した。6月30日に人民委員会議は主要な大工業のすべての国家所有化令を公布した。国家所有化された企業は急増し経済の管制高地は国家の手中に移った。それにつれて、国家による統制・管理のなかに労働者統制・管理活動は吸収された。中央集権化し巨大化した管理機構における非能率と官僚主義の弊害も顕出してきた。

如上のポリシェヴィキ革命政権によって試行錯誤を交えて推し進められた一連の施策は、総じて、直接に社会主義的変革に係わるのではなく、むしろ戦争と革命による荒廃、混乱、危機の非常事態に緊急に対処する必死の策であった。

ところが、レーニン、ポリシェヴィキが構想してきた社会主義への道は、国家集権・国家主導のそれであり、穀物徴発、私的商業の禁止や工業の大規模国家所有化を社会主義的変革への過渡的方策、その発端の実施として位置づける傾向にあった。10月革命後の一連の政策遂行を社会主義への真の前進にほかならないと幻想しての突進であり、21年のネップの採用による転換時に「戦時共産主義」として反省される錯誤につきまとわれていた。

加えて、国内外の現状からして、革命の理想と厳酷な現実との乖離の只中に置かれ、新体制への転換に階級敵の「ブルジョア専門家」の助力をえなければならない、遅れた一国で社会主義への前進はできずヨーロッパ革命との連繫に突破口を求めなければならないという、内外双方の面における基本的ディレンマに陥らざるをえなかった。

「ソヴェト共和国」の政治・国家体制に視座を転じよう。

この8か月ほどで、社会主義諸政党とその相互関係にもソヴェトと人民委員会議の間にも顕著な変動が現出し、ソヴェト国家体制の基礎構造の構築が進んだ。

メンシェヴィキは11月30－12月7日に党大会を開いた。右派はポリシェヴィキ政権転覆のためにカデットとの提携を主張したが、マルトフら左派はポリシェヴィキを含む「統一社会主義政府」の樹立を訴え続けて党の主導権を掌握した。そして、10月蜂起は承認しないがポリシェヴィキ政権の武力打倒は否定、憲法制定会議の再招集を要求して、ソヴェトの内部で労働者大衆に働きかけてソヴェト体制を民主主義的に改革する路線をとった(63)。

左右両翼に分裂したエスエルでは、衰退した右派は、ソヴェト内で活動する一方、ポリシェヴィキ政権に対する武力闘争もおこなった。左翼エスエルは、人民委員会議から去った後も多くの農民大衆の支持を保ち、ソヴェトの諸機関のなかで活動し続けていた。

3月のモスクワ市ソヴェト選挙では、食糧難による飢餓や経済の混乱による失業の増大という状況もあり、メンシェヴィキはエスエル右派とブロックを組み議席を増大させた。モスクワ市ソヴェト執行委員会は、11月14日の選出ではポリシェヴィキ63名、メンシェヴィキ10名だったのが、ポリシェヴィキ47名、メンシェヴィキ18名になった。その他の諸都市のソヴェト選挙でも、メンシェヴィキとエスエル右派のブロックは伸長した。

3月6－8日にロシア共産党第7回大会が開かれた。ロシア社会民主労働党(ポリシェヴィキ)はロシア共産党に改名した。レーニンは大会の報告のなかで、10月革命によってブルジョア民主主義を乗り越え、「かつてヨーロッパのどこにも存在したことのない民主主義の型に到達した」「国家の新しい型、すなわち、プロレタリアートの独裁の形態としての、またパリ・コミューンによって始められた

国際労働者革命の達成の継続としてのソヴェト共和国」(64)と位置づけた。これは、公安委員会型国家をコミュン型国家として錯認した所産であり、常備軍の廃止、すべての公務員の労働者なみ賃金などの諸原則を実施しえずそれと脊反する施策を進めている現実を押し隠す自讃であった。

3月14-16日の第4回臨時全ロシア・ソヴェト大会は、ブレスト講和条約を批准し、首都をモスクワに移す決定を可決した。出席した代議員1204名のうち、ポリシェヴィキ795名、左翼エスエル284名、エスエル右派29名、マキシマリスト24名、メンシェヴィキ諸派38名、アナーキスト17名、その他20名であった。

大都市ではアナーキストも増大していた。4月11-12日、警察はモスクワでアナーキストの拠点を襲い約600人を逮捕した。

4月の左翼エスエル第2回党大会では、人民委員会議への再入閣を擁護するグループと外部にとどまるのを支持するグループが対立し、後者が勝利した。5月にエスエル右派は、憲法制定会議解散に続く食糧独裁令に猛反対し、ポリシェヴィキ政権の武力打倒を基本方針とした。

難航を極める食糧割当強制徴発に際して、チェーカーと徴発隊に投機者やサボタージュ者を射殺する権利が与えられ、5月、ロシア共産党中央委員会は第2回全ロシア・ソヴェト大会の布告の一つであった死刑廃止法令を廃止し、6月16日に司法人民委員部は死刑を復活させた。

5月11日、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会幹部会は、革命に反対し嘘のカンパニア報道をする新聞の閉鎖、刑罰として罰金および新聞編集者の起訴を決定し、執行をチェーカーに委ねた。10月革命直後に閉鎖されたのは、カデット機関紙『レーチ』など、ほとんどブルジョア新聞であったが、内外での情勢は一段と緊迫し、この頃からは少数反対派のエスエル両派、メンシェヴィキ、アナーキストなどの新聞が閉鎖された。7月の左翼エスエルの反乱の鎮定とともに反対派の新聞はほぼ姿を消した(65)。

6月14日に全ロシア・ソヴェト中央執行委員会は、反革命活動への関与の故をもってメンシェヴィキとエスエル右派—前者は7、後者は2の席を占めていた—を一括して追放し、同様の措置を全ソヴェトへ勧告した。左翼エスエルは賛成しなかった。

7月4-10日開催の第5回労・農・兵・赤軍代議員全ロシア・ソヴェト大会は、食糧問題、赤軍の創設、憲法を議題とした。大会代議員1132名の党派構成は、ポリシェヴィキ745名、左翼エスエル352名、マキシマリスト14名、諸派(アナーキスト、メンシェヴィキ、エスエル)11名、無所属10名であった。ポリシェヴィキ代議員の減少、左翼エスエル代議員の増大の趨勢は、郡ソヴェト選挙でも示された。

この大会中の6日に、食糧独裁令、貧農委員会を農民に対する戦争布告として断罪する左翼エスエルが、モスクワでドイツ大使を暗殺し武力反乱を起こして鎮圧され、反乱に加担したとして大会代議員の30%強が放逐された。

「ソヴェト共和国憲法」の制定については、左翼エスエルの追放により完全にポリシェヴィキ主導の憲法案作成となった。大会においては対ドイツ講和の緊迫した対外問題の陰に隠れて憲法制定問題は大会の焦点にならず、草案を満場一致採択した。

憲法は、「最高の権力は、全ロシア・ソヴェト大会に属し、大会と大会のあいだは全ロシア・ソヴェト中央委員会に属する」と規定(第12条)する一方、人民委員会議の慣習化していた立法と執行の権限を正式に認証(第38条、を第41条)した(66)。他にも、自由に関して、人身の自由は欠落して

いた。自由権についての配慮の乏しさの一表現と言えた。生存権などの社会権の規定も欠けていた。

「ソヴェト共和国憲法」を、レーニンは「世界プロレタリアートの理想を反映するものだ」(67)と自負した。

10月革命は、18年7月の「ソヴェト共和国憲法」の制定によってひとまず落ち着するにいたったと見做すことができる。

この期間、統治権力は人民委員会議に集中した。革命後最初の1年間に、480件の布告が人民委員会議によって採択されたのに対し、全ロシア中央執行委員会によるものは68件であった(68)。また、全ロシア・ソヴェト大会は、その第3回大会において1年に4回の開催と決定されたが、憲法では年2回となった。19年以降は年1回となる。全ロシア・ソヴェト中央執行委員会は、常設機関であったが会期制が導入され開催期間も短縮される。

また、アナーキスト、エスエル右派、メンシェヴィキ、更に左翼エスエルと、ソヴェト内の反対政党も相次いで追放され、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会はボリシェヴィキの1党支配となった。

それにつれて、人民委員会議が手中にした政治的決定権力はボリシェヴィキ党中央委員会に帰属するようになり、党＝政府の融合した権力構造がかたちづくられていく。

こうして、ヨーロッパ・ロシアにおいては、10月革命から9カ月程後、社会主義諸政党の対立抗争はボリシェヴィキ1党支配へと展開し、人民委員会議にソヴェトが従位するプロレタリアート独裁の政治・国家体制が確立し定着するにいたった。それが意味したのは、政治的な逸脱、歪みの拡大深化、固着であり、ボリシェヴィキ党によるソヴェトからの権力の篡奪の進行としての党＝国家官僚独裁への軌道の敷設であった。

広大なロシアの辺境では諸勢力の反ボリシェヴィキ運動が個々に繰り広げられ、4月5日に最初の日英軍がウラジオストークに上陸、5月28日には臨時政府がドイツとの戦争のため結成していたチェコスロバキア軍団が反乱を起こして、内戦が始まっていたが、18年秋から20年にかけて熾烈に荒れ狂う国内戦争、干渉戦争が本格化する前の段階であった(69)。

(注)

(1) 昨今の研究では、10月革命をボリシェヴィキのクーデターとする言説が飛び交っている。だが、10月革命＝クーデター説は、R・パイプス(西山克典訳)『ロシア革命史』(成文社、2000年)に代表的なように、旧来のボリシェヴィキ賛美の「正統」説の裏返しの傾向が濃厚である。10月革命にクーデターの側面も存したが、2月革命に端を発した民衆のエネルギーの噴出の面を無視ないし軽視して、一面的な単純化に陥っている。クーデター説と賛美説はともに、ボリシェヴィキ中心のロシア革命史観で共通する。

(2) 10月革命について、和田春樹「10月革命」『岩波講座世界歴史 24』岩波書店、1970年)は、フランス・ブルジョア革命に関する複合革命論を摂取し、「それぞれ自生的な農民革命と民族革命に援けられた労働者・兵士の革命」(388頁)の複合として捉えた。本稿は、それに学びながらも、革命政党ボリシェヴィキの権力奪取闘争と労働者・兵士・農民の民衆の諸闘争、諸民族の闘争が絡まり合った10月革命のダイナミックな動乱を、民衆革命—横軸—とボリシェヴィキ革命—縦軸—との複合として組み合わせて捉えることで、その実態により一層迫ることができるという見地をとる。

(3) 史実の把握に関しては、注および参考文献目録に記した専門的研究書にすべて負っている。重要な史実は、既に早くJ・リード『世界をゆるがした十日間』(1919年)に記録され、E・H・カー『ボリシェヴィキ革命』第1巻―第3巻(1950―53年)にほぼあまねく摘示されている。事実認識に関して新たな資料の発見や利用は本稿には何一つない。だが、人民委員会議、ソヴェト国家などの主題をめぐり、その事実が何を意味するか、歴史の真相の究明をめぐって、今日までの定説、有力説を覆す別個の解析に努めている。

(4) 死刑廃止を求め彷徨の旅に出た文豪トルストイは10年11月に流浪先で生涯を終え、それを追悼して大衆的なデモが起きた。この出来事に象徴されるように、死刑廃止の要求は、圧政、専横に抗する人々の人道主義的叫びの意味を有していた。死刑廃止問題の爾後の変転にも、ロシア革命の性格を示す一つの座標として止目したい。

(5) 和田春樹「第一次世界大戦」、田中陽兒他編『世界歴史体系 ロシア史 3』、山川出版社、1997年、によると、「識字率は10～13年の推定で、28.4パーセント」、3頁。

(6) 和田春樹「ロシア革命」、同右、31頁。

(7) 参照、長谷川毅『革命下ペトログラードの市民生活』

(8) ヴェルト『ロシア革命』、155頁。

(9) 「現在の革命における革命的プロレタリアートの任務」、第24巻6頁。「二重権力について」では「パリ・コミュン型の国家」、第24巻22頁。

(10) 「政治情勢」、第25巻191―2頁。

(11) 「妥協について」、第25巻335―6頁。

(12) 「革命の任務」、26巻57頁。

(13) 「ロシア革命と内乱」、第26巻23頁。

(14) 「革命の任務」においての見通しは、「いまやソヴェトは、エスエルやメンシェヴィキの指導者を越えて進み、そのことによって革命の平和的發展を保障することができるであろうか、それとも、またもや足踏みを続け、そのことによってプロレタリアの蜂起を不可避とするであろうか、それはわからない」、第26巻4頁。

(15) 拙著『現代の国家論』世界書院、1989年、「第1章 レーニンの国家一般論」「第2章 レーニンの近代ブルジョア国家本質論」。

(16) 『国家と革命』、第25巻447頁。

(17) 同、450―53頁。

(18) 同、455頁。

(19) 「ロシア共産党(ボ)第7回大会」、第27巻154頁。

(20) マルクス『フランスにおける内乱』、『マルクス＝エンゲルス全集』第17巻316頁。

(21) 『国家と革命』、460―463頁。

(22) 同、416頁。

(23) 「古いものの崩壊におびえる人々と新しいもののためにたたかう人々」、第26巻411頁。「プロレタリア革命と背教者カウツキー」では、「まさにプロレタリアートの独裁であったパリ・コミュン」、第28巻105頁。

(24) 拙著『国家と民主主義』社会評論社、1992年、「第一篇 パリ・コミュン型国家論を越えるた

めに」、

(25)58頁。拙著『国家とは何か 議会制民主主義国家本質論綱要』御茶の水書房、2013年、「付論第一章 マルクス『フランスの内乱』を読む」、196頁。

(26)エンゲルス「『フランスにおける内乱』(1891年版)への序文」、205頁。

(27)マルクスの1881年2月22日付けニーウエンホイス宛手紙、第35巻131-132頁。

(28)エンゲルスの1872年1月14日付けテルツァーギ宛手紙、第33巻298-299頁。

(29)「第3回労働者・兵士・農民代議員ソヴェト大会」、第26巻484頁。

(30)前掲拙稿「パリ・コミュン型国家論を越えるために」、55-57頁。「マルクス『フランスの内乱』を読む」、193-194頁。

(31)「人民の敵について」、第25巻49-50頁

(32)エンゲルス『反デューリング論』、第20巻289頁。

(33)マルクス『フランスにおける内乱』、319-320頁。但し、マルクスは、資本主義経済の根本欠陥として生産の無政府性、周期的な恐慌を批判し、協同組合的生産による経済の計画的調整を原則対置するにとどまった。同著の草稿に資本主義から社会主義への長期に及ぶ漸進的移行期についての断簡を記したものの、その過渡的な二重構造的性、市場経済と計画経済のミックスのメカニズムに眼を向けることはなかった。

(34)拙著『マルクス社会主義像の転換』御茶の水書房、1996年、「前篇 マルクスの過渡期社会像」は、社会主義への過渡期における経済、国家に関するマルクスから後期エンゲルスを経てレーニンにいたる理論的な変遷を明らかにしている。

(35)「労農政府創設についての決定」、第26巻、264頁。

(36)「出版問題についての演説」、第26巻291頁。

(37)リード(原光雄訳)『世界をゆるがした十日間』(1919年)、岩波文庫、1957年、下、102頁。

(38)同右、付録162頁。

(39)「エスエル左派の質問にたいする回答」、第26巻293頁。

(40)参照、藤田勇「ロシア革命における国家と法」、江口朴郎編『ロシア革命の研究』中央公論社、687-688頁。

(41)「ペトログラード労働者・兵士代議員ソヴェトの会議」の「決議」、第26巻246頁。(42)創出するべき革命政府をめぐって、二つの問題が所在していた。第一は革命政府として本来的なのは、全ロシア・ソヴェト執行委員会か、人民委員会議か、第二に、そのいずれであれ、全社会主義政党的連立政権とするか、特定の社会主義政党的単独ないし連立の政権とするか、である。従来、革命政府として人民委員会議を当然視してかかる公式論が罷り通ってきた。疑問を呈する場合にあっても、二つの問題を未分化のままに、第一の問題は看過し、もっぱら第二の問題を取り沙汰してきた傾向にある。

(43)立法・執行権力を合わせもつ中央集権主義政府を論示する『国家と革命』は、10月革命と人民委員会議設立の後、18年1月に出版された。

(44)ポリシェヴィキ党員は、2月革命の直前には23600名、1年後には115000名に増大し、更に急増しつつあった。E・H・カー(原田三郎他訳)『ポリシェヴィキ革命』(1950年)、みすず書房、第1巻170頁。

- (45)「党綱領の改正によせて」、第26巻168－169頁。
- (46)レーニンの「アソシエーテッド・プレス」通信社特派員とのインタビュー、第42巻3－4頁。
- (47)「憲法制定会議についてのテーゼ」、第26巻392頁。
- (48)同右、338頁、391頁。
- (49)「全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の決定」、第26巻438頁。
- (50)「ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国憲法」、稲子恒夫『ソビエト国家組織の歴史』日本評論社、1964年、118－119頁。レーニンの草案は、第26巻433－435頁。
- (51) 稲子前掲書、138頁。
- (52)『国家と革命』、499頁。
- (53)右、498頁。
- (54)稲子前掲書、122頁。
- (55)『国家と革命』、509頁。
- (56)稲子前掲書、121頁。11月4日の全ロシア・ソヴェト中央執行委員会に提出する予定であったレーニンの「出版の自由についての決議案」によると、「労農政府は、資本の圧迫の下から定期刊行物を解放し、製紙工場と印刷所を国家の所有に移し、一定の数(たとえば1万人)に達した、それぞれの市民グループに、用紙ストックの相当分と印刷労働の相当量とを利用する平等な権利を与えることを、出版の自由と解している」(第26巻288頁)。
- (57)レーニンの民主主義論の総体については、拙著『国家と民主主義』「第三篇 レーニンの民主主義論」。
- (58)「ロシア共産党(ボ)第7回大会」、第27巻154頁。
- (59)稲子前掲書、121頁。
- (60)「社会主義の祖国は危機に瀕す」、第27巻17頁。
- (61)「第5回全ロシア労働者・農民・兵士および赤軍代議員ソヴェト大会」、第27巻540頁。
- (62)R・メドヴェージェフ(石井規衛訳)『10月革命』(1979年)、未来社、1989年、は、ソ連の公式の解説を覆してロシア革命の再検討に踏み込み、18年にレーニン、ボリシェヴィキ政権が間違った経済政策をとったことを、農民からの穀物徴発に焦点をあてて解明した先駆的な研究書である。農民への譲歩の路ではなく、食糧徴発隊や貧農委員会の結成による暴力の路を選択した失敗、誤算を明らかにし、それが内戦を惹き起こしたことも示唆する。農村の社会主義的改造を可能にするのは、21年のネップへの転換のように、ゆっくりと漸進的に予備的な段階を通して広範な過渡的措置を講じ、決定に際しては妥協を拒絶しない政策であったと力説する。こうした功績の反面、政治の領域に関しては、公定説の確認、復唱にとどまり、プロレタリアート独裁、憲法制定会議解散、「勤労被搾取人民の権利宣言」などへの批判的な眼差しは無い。ソ連の体制内反対派、「異論」派の意義と限界を示す。内戦の要因となったのは、経済(政策)面の過誤だけではなかった。それにもまして政治(政策)面での過誤であった。
- (63)参照、尼川創二「メンシェヴィキ党とロシア共産党」、『史林』第71巻4号、1988年。
- (64)「ロシア共産党(ボ)第7回大会」、第27巻、125頁、139頁。スターリンは、「ソヴェト共和国は、長い間求められていて、終に発見された政治形態であり、その枠のなかで、プロレタリアートの経済的解放が、社会主義の完全な勝利が、実現されなければならない政治形態である。パリ・コミューン

は、この形態の萌芽であった。ソヴェト権力はその発展であり、完成である」(第6巻137頁)と公式化した。この歴史を欺くイデオロギーは定説として今日まで依然として広く通用している。

マルクスのパリ・コミューン論に関して、ロシア革命史研究の碩学カーは、『カール・マルクス』(1934年)で、パリ・コミューンについて「プロレタリアート独裁を樹立しようとする史上最初の重大な革命」(石上良平訳、未来社、1956年、302頁)と言及し、『ボリシェヴィキ革命』で、「マルクスは、パリ・コミューンが『議会団体ではなくて、同時に法律を制定し執行する運営団体』であったことを賞賛した。レーニンは、行政の立法からの分離を議会主義の特徴とみなし、それらの統合をソヴェト制度の特徴的長所と考えた」(第1巻、123頁)と解して、レーニンの理論と実践を追認した。対馬忠行『クレムリンの神話』(1956年)の「第4章 コミューン型国家論」は、レーニンの「コミューン型国家」論を再興して、ソ連の全盛時に「ソ連は社会主義に非ず！」と宣明しクレムリンの神話を看破する武器とした。その功績は高く評価されるが、全公務員の選挙制、全公務員の報酬の労働者賃金への還元、民衆自身の武装に、立法と執行をかねた行動的団体を加えて4原則にまとめあげ、すっかりレーニン教条主義であった。池田嘉郎『革命ロシアの共和国とネーション』(2007年)は、ロシア革命史研究の新動向を示して示唆に富むけれども、ボリシェヴィキ独自の価値体系として注目した「コミューン国家」論に関しては、「コミューン国家」の内実について立ち入って検討せず、「マルクス＝レーニン(主義)」を大前提にしてレーニンの所論に則っている。そのうえ、当初の理想から現実隠蔽のイデオロギーへの変移を見失っている。総じてこれまでの研究は、レーニン、ボリシェヴィキの「コミューン(型)国家」に無批判的であり、マルクスの原像のレーニンによる改竄について論外に置いている。

(65)参照 阿曾正浩「ロシア10月革命における出版規制政策の展開(2)」、『北大法学』第41巻4号、1991年、とりわけ1693-1696頁。

(66)稲子前掲書、126頁。

(67)「ハモヴニク地区の集会での演説」、第27巻569頁。森下敏男「左翼社会革命党の憲法理論」、社会主義法研究会編『社会主義国における自然保護と資源利用』、1975年、によって、ボリシェヴィキのそれとは大いに異なる重要な憲法思想、憲法草案の対抗的存在を掴むことができる。

(68)G・ボッフア(坂井信義他訳)『ソ連邦史 第1巻』(1976年)、大月書店、1979年、79頁。

(69)内戦に関して言えば、国家権力集中の人民委員会議の変則的な創設、憲法制定会議の強制解散、およびメンシェヴィキやエスエルなど他の社会主義諸政党の排除といったボリシェヴィキの革命路線強行が、それを惹き起こす基本的要因となっていた。

参考文献

- ①J.リード(原光雄訳)『世界をゆるがした十日間』(1919年)、岩波文庫、1957年
- ②レーニン全集刊行委員会『レーニン全集』第25巻、第26巻、第27巻、大月書店、1958年
- ③E.H.カー(原田三郎他訳)『ボリシェヴィキ革命 第1巻』(1950年)、(宇高基輔他訳)『ボリシェヴィキ革命 第2巻』(1952年)、(宇高訳)『ボリシェヴィキ革命 第3巻』(1953年)、みすず書房、1967、71年
- ④ソ連邦科学アカデミー歴史研究所編(帯金豊訳)『ロシア大十月革命史』(1966年)、恒文社、

1967年

- ⑤江口朴郎編『ロシア革命の研究』中央公論社、1968年
- ⑥稲子恒夫『ソビエト国家組織の歴史(増補版)』日本評論社、1968年
- ⑦高岡健次郎「ロシア革命と一党制の形成」、中野徹三他編『スターリン問題研究序説』大月書店、
1977年

- ⑧森下敏男『ソヴェト憲法理論の研究』創文社、1984年
- ⑨R.メドヴェージェフ(石井規衛訳)『10月革命』(1979年)、未来社、1989年
- ⑩R.サーヴィス(河合秀和訳)『レーニン』(2000年)、岩波書店、2002年
- ⑪N.ヴェルト(遠藤ゆかり訳)『ロシア革命』(1997年)、創元社、2004年
- ⑫池田嘉郎『ロシア革命』岩波新書、2017年

補節 10月革命の歴史的性格

「10月革命におけるソヴェト国家体制創建の問題」において追跡したように、10月革命はボリシェヴィキ革命と民衆革命の複合であったが、ボリシェヴィキ政権が労働者、兵士、農民の革命闘争を統轄していき、ボリシェヴィキ革命による民衆革命の糾合、圧伏へと帰していった。それを決定的にしたのは、立法・執行権力を一手に集中掌握した人民委員会議の革命政府としての創出であり、憲法制定会議の強制解散と「勤労被搾取人民の権利宣言」による対立者(集団)排除の国家編制であり、またあらゆる面での国家統制の強化であった。

それでは、10月革命の歴史的性格はどう捉えるのが適切だろうか。

民衆革命、あるいは労農革命として、労・農・兵の大衆はそれぞれに生産の労働者統制、戦争の停止、土地の奪取を目標としそれを勝ち取った。「土地に関する布告」「平和に関する布告」「生産の労働者統制に関する布告」は、その実現であった。それらは社会革命として巨大な変革であったが、土地革命と世界戦争からの離脱が社会主義的要素を含まなかったように、第2回全ロシア労・兵ソヴェト大会において決定された基本方針は社会主義的性格を有しなかった。

ボリシェヴィキ革命は、無論、社会主義革命を志向し追求した。しかし、その達成が政治的に、経済的に、また手段的方法として、果たして社会主義革命としての内実を有していたかが問われる。

レーニン、ボリシェヴィキ党が観念し実践した社会主義はいかなる社会主義だったろうか。

まず、経済面から検討に付す。

総力戦としての第一次大戦は国家による市場の統制、経済の計画化を必要ならしめ、独占資本主義は国家独占資本主義へ転成した。シンジケート化、国民経済の計画的管理が進み、国家の干与が強まり大きくなった。

この歴史的動向を捉えたレーニンは、10月革命の直前に『さしせまる破局、それとどうたたかうか』において、経済的変革の基本路線を次のように展望していた。

現今の独占資本主義は国家独占資本主義として、経済を計画的に規制するにいたっている。問題は、どんな国家が誰のために生産・分配の組織化を実施するかにある。ドイツのユンカー＝資本家国家の計画、規制は独占資本のための官僚によるものであり、地主や資本家の利益を保護し労働者に対して苦役をもたらす。革命的民主主義国家が人民大衆の利益のために経済を計

画的に統制するように、これを変革すべきである。「真に革命的民主主義的な国家のもとでは、国家独占資本主義が、社会主義にむかっての一步あるいは数歩を意味する」(第25巻385頁)。「国家独占資本主義は、社会主義のための最も完全な物質的準備であり、社会主義の入口であり、それと社会主義と名づけられる一段のあいだにはどんな中間的段階もないような歴史の一段階である」(同右386頁)。独占資本主義企業を革命的労働者国家の所有・経営に転化させることで、社会主義への道は開かれる。「社会主義とは、全人民の利益を旨とするようになった、その限りで資本主義的独占でなくなった、国家資本主義的独占にほかならない」(同右385頁)。国家独占資本主義の換骨奪胎によって社会主義への転入が可能となる。

10月革命によって権力を掌握するや、ボリシェヴィキ政府は矢継ぎ早にあらゆる重要な生産手段の国家所有化を断行した。

18年5月のレーニン論文「左翼的な児戯と小ブルジョア性について」は、「ソヴェト共和国」の経済的な現状を分析し今後の建設路線を提示した。

大工業が国家所有化された革命ロシアの経済＝社会制度の実情は、「(1)家父長制的な、すなわち著しい程度に現物的な農民経済、(2)小商品生産(穀物売る農民の大多数はこれに入る)、(3)私経営的資本主義、(4)国家資本主義、(5)社会主義」(第27巻338頁)の諸要素から成っており、「ここでは、国家資本主義が社会主義と闘争しているのではなく、小ブルジョアジー・プラス・私経営的資本主義が…国家資本主義とも、また社会主義とも闘争している」(339頁)。

この現状把握に基づき、「国家資本主義」の進展と「国家資本主義」の「社会主義」への転移として当面する課題を展望する。「もし、およそ半年後に、わが国に国家資本主義がうちたてられるとしたら、それは大成功であり、1年後にわが国で社会主義が最終的に確立され不敗となるであろうということの、最も確実な保障となるであろう」(同)。

その発展転化はどのようにして可能となるだろうか。「ドイツには、現代の大資本主義的技術と、ユンカー的＝ブルジョア的な帝国主義に従属する計画的組織との『最後の言葉』がある。…軍事的、ユンカー的、ブルジョア的な、帝国主義的な国家のかわりに、同じく国家を、だが違った…階級的内容の国家を、ソヴェト国家すなわちプロレタリア国家をおいてみたまえ。そうすると、社会主義が与える諸条件の総和が得られるであろう」(342頁)。

第一次大戦下のドイツに典型的に見られる「国家独占資本主義」は、社会主義への転形への物質的条件を完全に成熟させている。だが、資本主義の発達の後れたロシアでは、革命後の現在でも「国家資本主義」が確立されるべきであり、それは社会主義への一步前進的段階にほかならない。その変革の遂行は、経済制度を統括する「ソヴェト国家すなわちプロレタリア国家」に決定的にかかっている。革命ロシアでの「国家資本主義」は、「国家」が社会主義革命権力を体現するソヴェト国家であることで、社会主義への過渡的な性格を帯びるのである。

このように、レーニンは「国家独占資本主義」を資本主義の組織的発達の最後の段階、とりもなおさず社会主義を組織化するための最前段と位置づけて、ソヴェト国家権力により「国家独占資本主義」や「国家資本主義」を解体的に再編し、国家所有化・国家計画化を全面的に実施して社会主義への前進の道を拓くことを展望した。

取りまとめると、10月革命後のボリシェヴィキ政権の「ソヴェト共和国」がまがりなりに定着した時期の経済体制は、レーニンに従えば、たかだか「国家資本主義」が優勢であり、社会主義建設

へ向かっていくためにその前提的土台の造成に当面していた。「『社会主義ソヴェト共和国』という表現が、社会主義への移行を実現しようというソヴェト権力の決意を意味するものであって、決して新しい経済的秩序を社会主義的なものと認めることを意味するのではない」(同338頁)のだった。

レーニンが設定した社会主義的変革路線には、しかしながら、重大な欠陥が内在していた。

第1に、民衆運動や他の社会主義政党運動とともに、ポリシェヴィキ党は反体制の革命運動を担って、社会から国家への闘争を推進してきた。だが、10月革命によって政権の座に登ると、経済政策では国家所有化、国家計画化に全力を注いで、社会主義へ向かうことを可能にする経済発展を拓く任務を国家に与え、国家から社会への逆方向に転じた。レーニン、ポリシェヴィキは国家所有化、国家計画化などの国家化を社会主義への接近の発端と信じこんでいた。しかし、それは国家主義化への方位であり、社会化、社会主義化とは反対のベクトルであった。

それに、視野を一回り大きくして捉えれば、国家所有化や経済の計画的規整はブルジョア急進主義として資本主義体制の枠内で実施されうる方策であった。

第2に、レーニンの路線は、後期エンゲルスを承けていたが、「まずはじめには国家所有化」した生産手段がどのようにして社会的所有へ方向転換するのか、そのプロセスは不問であり、まったく不明であった。社会主義への過渡期における国家所有化が社会的所有に転化しえずに膠着する危険性、更には所有をも取り仕切るにいたった国家が巨大権力化して国家主義体制が現出する危険性は、甚だ大であった。経済の国家主義的編制が総体として国家独占「社会主義」経済へ転化して滞留する可能性は強かった。

第3として、マルクス主義史としては、1848年革命時のマルクス、エンゲルス『共産主義派宣言』は国家所有化を柱とした社会主義革命を指向した。だが、その後資本主義経済が本格的に急発達を遂げた1860年代、『資本論』を著し『フランスの内乱』でパリ・コミューンの経験を学んだマルクスは、協同組合的生産・所有を主軸にした構想に達した。革命後の経済建設の基本線は、生産と所有の国家化ならぬ社会化としての協同組合化であり、経済の計画化の主体も国家ではなく協同組合の連合体であった。他方のエンゲルスは、旧来通り国家所有化を説いた。レーニンは、後期マルクスの転換を無視し、後期エンゲルス説を継受したが、マルクス主義の内部での社会主義経済建設路線をめぐる社会主義とは何かの根本にかかわる理論的な相違の存在に目を開いて、それが意味する事柄についての考究を介して指針を定める必要があった。

第4を加えると、資本主義の世界史的発展についてのレーニンの分析は、『帝国主義論』に代表的なように、マルク主義者のなかでは卓越していた。だが、限界を免れなかった。第一次大戦時の資本主義の性向の認識においては、当代において交錯し重畳する三つの動向、すなわち、後進国での特質である国家権力による資本主義化の牽引、第一次大戦の戦時統制経済、世界資本主義の自由放任から国家介入へ転換し大恐慌を経て20世紀後葉まで続く新たなる発展段階の趨向、これらを識別するにいたらなかった。資本主義は終末段階、社会主義革命の前夜と時代認識していたレーニンは、三つの動向に共通する資本主義と国家権力の融合を革命の時機到来の兆候と判断ミスして、生産・所有の革命的な国家権力による編制替えと直結したところがあった。

総じてレーニンの社会主義を目指しての経済的変革路線は、国家主導であり、国家主義化を社会主義へのアプローチだとする錯認に陥っていた。その錯認から、後に「戦時共産主義」と呼ばれ

る、客観的条件が全くない社会主義への直進を取行することにもなったのだった。

政治面の検討に進む。

ボリシェヴィキ党はソヴェトに結集した労働者、兵士、農民の多くに支えられ、メンシェヴィキ、エスエルなど他の社会主義政党との対立抗争に勝ち抜き、武装蜂起してケレンスキー臨時政府から権力を奪取した。この面で、10月革命はボリシェヴィキ革命としての性格を有していた。

革命政府として、ボリシェヴィキ党の先導で人民委員会議が創出された。権力集中の公安委員会型政府の出現であり、歴史的に見ると、20世紀初葉の後進国ロシアにおけるジャコバン独裁＝民主主義の再現の意味をもっていた。立法権力と執行権力の分立を排し合一した人民委員会議は、直属の委員会としてチェーカーや労働者・農民防衛会議を設置するなどして権限を更に強化し、絶大な権力機関として定着した。

一方、人民大衆の自生的な革命闘争機関として生まれ、10月民衆革命の母体となったソヴェトは、「すべての権力をソヴェトへ」が実現したとき、最高議決機関と執行機関としての全ロシア・ソヴェト大会と中央執行委員会を、立法権力と執行権力を人民委員会議に委ねてしまい、爾後、次第に人民委員会議に従位する権力機関へと転落していった。

2月革命以来すべての革命勢力が憲法制定会議の招集を共通の目標としていたが、歴代の臨時政府はそれを先送りしてきた。この課題の実行に人民委員会議は踏み切った。憲法制定会議選挙では、エスエル右派が大勝した。カデットからエスエル右派、メンシェヴィキなどにいたるまでの「すべての権力を憲法制定会議へ」を訴える勢力とボリシェヴィキ、人民委員会議の対立は激烈となった。

深刻な難境を打開するための諸方策の検討の末、ソヴェト中央執行委員会は憲法制定会議にレーニン原案の「勤労被搾取人民の権利宣言」を提出し、革命ロシアにおいて築くべき政治・国家体制像を明示した。そして、「宣言」が反対多数で否決されるや、カづくによって憲法制定会議を解散した。「ソヴェト共和国」の政治体制はブルジョア議会制民主主義よりも高度の民主主義であり、「革命の利益が憲法制定会議の形式的権利に優先する」との見地に立っての強行突破であった。

けれども、「勤労被搾取人民の権利宣言」—18年7月の「ソヴェト社会主義共和国憲法」でその前半部を構成する—は、搾取階級からの権利剥奪にとどまらず、「勤労被搾取」者についても個々人の権利は認めない集団主義的な規制、全体とは思想・行動の異なる少数者や個人の権利の抑圧、国家の権利への優先による前国家的権利や対国家的権利の否認などの諸欠陥を内包していた。謳い文句に反して、プロレタリア民主主義あるいはソヴェト民主主義は、ブルジョア的な自由、民主主義を超え出るところか、そのレヴェル以下でさえあり、現代民主主義としては疑似民主主義であった。

レーニン、ボリシェヴィキ党が政治・国家建設の枢軸としたのは、プロレタリアート独裁にほかならなかった。「コミュン(型)国家」は、プロレタリアート独裁のもとに編みこまれて公安委員会型国家に変容していたし、敵対する階級に対して一連の自由を剥奪し民主主義から排除するのも、プロレタリアート独裁の要諦であった。

独裁と民主主義の関係については、独裁は国家の「本質」、民主主義は国家の「形態」と位置づけした。ここにも倒錯があった。独裁は臨時的だし国家的だが、民主主義は永続的だし国家的

であるだけでなく前国家的・後国家的・対国家的でもあって、時間的にも空間的にも独裁に民主主義が優位するのが本来的だからである。

18年1月に第1回全ロシア労働組合大会が開催された。ボリシェヴィキ党が多数を制した大会は、小グループの特殊利益はプロレタリアート全体の利益に従わなければならないとして、2月革命以来の労働者の自主的な闘争機関工場委員会を労働組合の機関に変えた。また、労働組合を国家の機関に転化させた。これを初発として、労働組合をはじめ、協同組合、文化団体、青年団体などの大衆組織を、前衛党と大衆を結びつけ人民大衆を結集する伝導ベルトとする「プロレタリアート独裁の体系」の隊形が構築されていくことになる。

叙上の政治・国家建設に貫流するのは、強力な政府による脆弱な社会の権力主義的編制であった。総じて国家権力が主導的に社会の領域に介入しそれを組織化する国家主義を特質としていた。

2月革命によって漸く初めての自由、民主主義へ踏み出したロシアには、活力ある健全な政治・国家建設の生命線である社会における市民的、政治的自由の躍動の伝統、土壌が未存であった。むしろ、覚醒した民衆、民主主義者、社会主義者さえ無自覚的のうちに、数世紀にわたる強権主義的な専制の伝統に囚われている一面があった。

経済面にもまして未発達で劣悪なロシアの政治的現状にあって、レーニン、ボリシェヴィキは、一方で、現実主義的に「コミュン(型)国家」を公安委員会型国家に改変し、これを実現した。他方で、理想主義的に民兵・民警制、すべての公務員の普通労働者なみの賃金、選挙制・リコール制の諸原則はそのまま継承したものの、それを実施するにはソヴェト・ロシアは遼遠な実状にあり、原則に背反する施策を採らざるをえなかった。「コミュン(型)国家」は公称され続けたが、それはイデオロギー的隠れ蓑と化していた。

ボリシェヴィキを批判しそれに対抗して、エスエル、メンシェヴィキは2月革命を継続発展させ一層の自由化、民主化を追求した。ボリシェヴィキ政権は、人民委員会議誕生の翌日からの出版の自由の成り行きが象徴するように、カデットから更に社会主義党派へと次第に押し広げつつ市民的、政治的自由を抑圧し剥奪していった。カデットは逸早く撲滅され、エスエル右派、メンシェヴィキ、アナーキストも、一時は連立政権を組んだエスエル左派も、次々に弾圧され、ソヴェト中央から追放された。他の社会主義諸政党の排斥は、ソヴェトを内部分裂させたし、内戦の条件を創りだした。

10月革命から9カ月程後にはボリシェヴィキの一党支配が現出した。レーニンは10月革命への過程で、権力を掌握したソヴェト内部の社会主義諸政党間の平和的な政権交代を想定し、コルニーロフ反乱撃退の経験から社会主義諸政党が提携すればブルジョア反革命勢力を圧倒して内戦を不可能にするとの教訓を導き出したことがあった。それを顧みることはもはやなかった。

プロレタリアート独裁は一党独裁へ傾動しつつあった。それとともに、党と国家が融合し一体化した「党＝国家」権力構造が築かれていく。

ここで、特に革命政党の位置づけをめぐる考察を深め、新たな視点を設定したい。

マルクス主義の定説とされてきたエンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』にもレーニン『国家と革命』にも、政党についての扱いが欠落していた。それと相即的に、マルクス主義の階級論議は経済的階級論に終始し、政治的階級に関しては閑却し、経済還元主義的であった。

しかしながら、経済と政治、社会と国家が分離する近代においては、経済的(支配・被支配)階級と政治的(支配・被支配)階級も分化する。政治的支配階級に焦点を絞ると、経済的に支配するブルジョア(資本家および土地所有者)階級から分化し自立して、政治権力、国家権力を掌握して行使する職業的な政治家、高級官僚、将校が政治的支配階級を構成する。

これら政治、行政、軍事を担掌するエリート(集団)のなかでも、政治家(集団)は、政治的な主義主張に燃え、信託者や同調者を結集して政党を結成し、政綱を掲げ全国的な組織網を備える階級制的組織体へ発展した政党を率いる。更に、チャンスをつかんで政権を掌握し、高級官僚(団)、将校(団)の協力で国政を統導する。この政治家(集団)が、政治的支配階級の最高部を占める(拙著『国家とは何か 議会制民主主義国家本質論綱要』「Ⅲ 国家の担い手」の「四 政治的階級とは何か」を参照)。

ブルジョア国家を打倒した革命後において、社会主義を目指し国家的支配の座に登った職業政治家(集団)と彼(ら)が率いる政党は、近代における政治家、政党とは異なった独自の性質を求められる。その点で、マルクス主義では、国家の消滅を将来の目標として明示し、国家の消滅への行程を必然的にする「コミュン型国家」を構想し追求した。だが、国家と政党の相関性からして同時に打ち出されてしかるべき政党の消滅の問題には関心を向けなかった。とりわけレーニンの政治理論からは、政党の消滅の課題は生まれようがなかった。

10月革命後の社会主義への過渡期建設は、国家所有化とプロレタリアート独裁を指標としたように、経済に関しても政治に関しても国家中心主義であったうえ、他の社会主義諸党を排除してポリシェヴィキ党単独政権がその事業を推進したから、ソヴェト国家とともにポリシェヴィキ党も不断に強大化した。国家の消滅は、それに逆行する政策の実施に早々に転じたし、党の消滅は、党の更なる強化発展が至上課題とされることはあっても、将来の目標としてさえ意識化される機会は無かった。

10月革命がポリシェヴィキ革命としての性格を強め「党＝国家」体制へ収斂するにつれて、革命政党ポリシェヴィキ党の指導者(集団)が、社会のなかに溶けこんでいく方位とは逆に、近代におけると同様に、社会の最上層部に蟠踞し漸次的に新たなる政治的支配階級へ転化していくのは避けられなかった。

ロシア革命から汲み取るべき教訓の一つとして、革命後の政治的な目標として国家の消滅と併せて政党の消滅を掲げ、それに向っての過程的な論理を解明する必要がある。さしあたって、解明の手がかりを代表制 representative system の派遣制 delegational system への改造に求めることができるだろう(参照、拙稿「代表制と派遣制」、『マルクス・カテゴリー事典』)。

概述してきた経済面と政治面を統括すると、立法・執行権力を合わせもつ革命政府として国家権力を奪取した人民委員会議は、国家所有化をはじめとした国家主導主義的経済建設によって、政治権力に加えて経済権力をも一手に独占した。更には、出版などを国家統制し、イデオロギー権力も掌中に収めた。過剰国家化による異様なほど集権主義の国家権力独占体の造出であった。

このウルトラな国家権力独占体の出現は、一面で、これまでに適示してきた社会主義への過渡期路線の諸過誤に由来した。それとともに、他面で、社会主義建設の客観的、主体的条件の貧乏な後進国ロシアでの急進主義的社会主義革命において、国内的にも国際的に厳酷な状況下にお

かれたポリシェヴィキ党が活用しうるのは、何にもまして国家権力であったという現実に基づいていた。

ポリシェヴィキ党が社会主義革命と意図して牽引した10月革命は、社会主義への過渡期の国家主義的畸形体制に帰着した。マルクスの描いた社会主義への過渡期の経済・社会・政治・国家像は、フランスやイギリスの最先進国に関していて後進国を念頭に置いたものではなかったにしても、10月革命により築かれた体制は、マルクス素描の社会主義への過渡的体制とは似ても似つかなかった。

10月革命期をどの時点までとするか、一応、ネップの採用、クロンシュタットの反乱、共産党第10回大会などが重なった21年春までとしておくと、この時期の「ソヴェト共和国」は、レーニンの所説でも経済的には「国家資本主義」が優勢であり、政治的には「官僚主義的に歪んでいる労働者国家」（「労働組合について、現在の情勢について、トロツキーの誤りについて」、第32巻9頁）であった。「ソヴェト社会主義共和国」の社会主義の呼称は、経済・社会・政治・文化の諸構造の社会主義への変貌を示すのではなく、それに向けての固い意志を表すものだと、ポリシェヴィキ党と政権は自覚していた。それでも、革命ロシアの厳しすぎるほどの現実を踏まえ数多の改革を重ね社会主義へと前進してやまないとの強烈な意欲に溢れ、その確たる道筋は未知であり模索しなければならないとしても、社会主義を準備し達成することはきっと可能だと確信していた。

国際的な牽引と反撥についても触れておかねばなるまい。レーニン、ポリシェヴィキは、世界史的にプロレタリア社会主義革命の条件が成熟しているなかで、世界革命の口火をきった革命ロシアを死守して先進的なヨーロッパ諸国における革命が勝利するまでもちこたえ、本国だけでは社会主義的改造の条件に欠ける後進的なロシアが、ヨーロッパ社会主義革命にその一翼として合流する道筋を描いていた。

ところが、そこにも幻想がつきまとっていた。10月革命の進行は、社会主義の社会民主主義と共産主義への分裂を決定的にし、社会民主主義が根を張ってきたヨーロッパでは、共産党の独自の進出は社会主義革命を促進するよりもむしろ遠ざける要因として作用した。ポリシェヴィキ革命の実態は西欧の社会主義運動やプロレタリア解放運動の多数者にとって甚だ魅力に乏しく、10月革命と同じような革命は忌避された。ひたすら待ち望むヨーロッパ革命は後続せず、革命ロシアは社会主義へ向かっての前進の契機を失うことになる。

本節の主題である10月革命の歴史的な性格について結論を導こう。

20世紀初葉、第一次大戦の最中の17年2月に、後進国ロシアではブルジョア民主主義革命が起きたが、ブルジョア階級、ブルジョア政党は弱体で、革命を担って直面する諸難題を解決する力量に欠けていた。労働者、兵士、農民の大衆は積年のツァーリ圧制下で鬱積した憤懣を爆発させ、ソヴェトを組織して社会的・経済的解放を求めて決起した。10月革命は、労働者、兵士、農民の民衆革命としては、反資本主義の革命であった。

「すべての権力をソヴェト」を掲げて勢力を増強しソヴェト内の多数派をかたちづくったポリシェヴィキ党は、民衆と力を合わせて10月革命を実現した。10月革命は、ポリシェヴィキ党の意識、志向では社会主義革命であった。だが、社会主義革命としての達成にいたらなかった。資本主義を解体しブルジョア階級・ブルジョア政党を打倒したが、度を越した国家所有化、プロレタリアート独裁のポリシェヴィキ1党独裁化を機軸に経済も政治も国家主義的に改造する革命に結果した。

革命は全体として国家化を基調に進展して類例のないほど国家集権主義な体制を創出した点では、また、プロレタリアート独裁の下でのソヴェト民主主義がブルジョア民主主義からかえって後退した点では、反社会主義的でもあった。社会主義へ到達するために過渡的に強大な独裁権力国家を築くのは、背理であり、解決不能のパラドックスであった。

かかるポリシェヴィキ革命を、反資本主義の国権主義革命と規定できるだろう。社会主義革命としては、マルクスの意味であれ、レーニンの意味であれ、再度の挑戦を必要とした。

ポリシェヴィキ革命と民衆革命の複合としても、反資本主義・国権主義革命の規定は当をえていよう。

(補注)「10月革命におけるソヴェト国家体制創建の問題」の脱稿後、折しも相次いで刊行された『ロシア革命とソ連の世紀』シリーズに接することができた。その第1巻「世界戦争から革命へ」の主論にあたる池田嘉郎「総説 ロシア革命とは何だったのか」および「6 ポリシェヴィキ政権の制度と言説」について、拙稿とテーマが重なっていることもあって特に関心を抱いた。

池田の先行作『ロシア革命』(2017年、岩波新書)は、ロシア革命史研究の近年の新動向を示すものとして、2月革命についての旧来の過小評価を正して、興味深かったし学ぶところも少なくなかった。

では、10月革命に関してはどうか。ロシア革命の原基点をなす偉大なる社会主義10月革命というレーニン以来の公式論をも見直し、その虚構性を抉り出して、新しい視点からの研究が進展しているかに注目する。

この面では、公式論を打破した斬新な把握が見出される。主な論点を取り出すと、①革命政府に関して、人民委員会議より「諸ソヴィエトの頂点に立つ中央執行委員会の方が、政府機構としてはふさわしいはずであった」(183頁)。②内戦の開始について、「憲法制定会議を暴力的に解散したことが、内戦開始の大きな理由となった。…内戦を惹き起こした責任は、ポリシェヴィキ政権の側にあった」(189頁)。③ソヴェトと地方自治体、ゼムストヴォの関係について、18年1月以降の「各地のソヴィエトを一定の基準に従って画一化し、各人民委員部の下部組織としていく」(192頁)過程の追跡。いずれについても、一層の詳細な史的分析と理論的な意味解明が求められるが、それらが踏み石となって10月革命論の新たな開拓につながることを期待したい。

反面、「ポリシェヴィキの語りを解体することで、ロシア革命、またソ連と何だったのかという問いに迫りたい」(2頁)との抱負にもかかわらず、公式論の踏襲、復唱も強く流れている。①ポリシェヴィキのソヴェト国家建設について、「コミュン国家」を「イデオロギー上の指針」、「コミュン国家論的な秩序を理想像」(200頁)と解し、レーニンによるコミュン型国家の公安委員会型国への改変にまったく気づいていない。②レーニンの語りのなかでも最多・最大と言える「プロレタリアート独裁」について、一言もなく全捨象。結果的には温存している。③革命後の社会主義への過渡期の国家、あるいは労働者国家を「社会主義国家」(180頁)にすりかえ。国号とされた「ロシア社会主義ソヴェト共和国」の「社会主義」は、社会主義を志向する政権の決意、イデオロギー的統合の旗印であり、実体としては「官僚主義的に歪んでいる労働者国家」(レーニン)というのは、周知の事柄に属するのに。

総じて、新規開発と旧態依然の両面が並存しており、新旧の論がせめぎあい揺れ動きつつ次の段階へと向かうロシア革命史研究の現状を示していると言えよう。

なお、『ロシア革命とソヴェトの世紀』各巻冒頭の編集委員一同「刊行にあたって」は、上記の欠陥面の③と同じように、「史上初の社会主義国家を生んだロシア革命」と述定している。今日にあっても依然としてロシア革命は「社会主義国家」を生んだと説くセンスにはいささか驚く。ソ連は何だったかについて、昨今のマルクス主義研究者の間で社会主義への過渡期の疎外態説、国家社会主義説、国家資本主義説などが進出しているように、「社会主義国家」説は批判に堪え得ないし、実証も論証も不可能であり、結局のところ36年のスターリンの社会主義実現の宣言に寄りかかるしかないだろう。

シリーズ全5巻での世界史上初の社会主義(国家)という類の俗論の闊歩は、一昔前まで横行していた全面礼賛論はさすがに姿を消したものの、依然根強い影響をとどめていることを表している。そうした編集基調との連関で、各巻の収録論文は、全般的に研究領域が広範に及び知見が細密になり豊富化している一方、ありきたりで迫真性の乏しい作が多いように思う。